

令和2年度

国に対する提案

令和元年5月

岡山県

提 案

令和2年度予算編成及び施策の推進に当たっては、本格的な地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立が不可欠であり、次の事項は、岡山県にとって最重要課題に関する提案でありますので、実現に向け、格段の御理解と御尽力の程よろしくお願いいたします。

令和元年5月

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡 山 県 議 会 議 長 蓮 岡 靖 之

令和2年度 国に対する提案

目 次

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
新 規	1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援	財務省ほか 関係省庁	1
新 規	2 復旧・復興に必要な人材の派遣等	総 務 省	3
新 規	3 被災者支援の円滑な実施	内 閣 府 厚生労働省	4
新 規	4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援	文部科学省	6
新 規	5 災害廃棄物の処理等	環 境 省	7
新 規	6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進	国土交通省	8
新 規	7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援	林 野 庁	9
新 規	8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	内 閣 府 消 防 庁 国土交通省	10
新 規	9 災害対策用装備資機材の整備充実	警 察 庁	12
新 規	10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化	国土交通省	13
新 規	11 文教関係施設及び設備の整備	文部科学省	14
新 規	12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援	農林水産省 林 野 庁	15

地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	13 地方分権改革の推進	内 閣 府 農林水産省	16
一部新	14 地方税財源の充実強化	内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 財 務 省	17

教育県岡山の復活

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
一部新	15 教育の振興	文部科学省 厚生労働省	21

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	16 水島港の整備促進	国土交通省	27
継 続	17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進	国土交通省	31
継 続	18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備	国土交通省	33
一部新	19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化	農林水産省	35
継 続	20 森林整備法人に対する支援の充実	林 野 庁	36
一部新	21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	農林水産省 環 境 省	37
継 続	22 酪農担い手育成機関への支援	農林水産省	39
継 続	23 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進	農林水産省	40
継 続	24 社会資本整備の推進	内 閣 府 財 務 省 農林水産省 林 野 庁 水 産 庁 国土交通省	41

安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	25 医療提供体制の充実	厚生労働省	42
継 続	26 高齢者支援対策の推進	厚生労働省	44
新 規	27 子宮頸がん予防	厚生労働省	45
継 続	28 受動喫煙防止対策の強化	厚生労働省	46
継 続	29 福祉・介護人材の確保	内 閣 官 房 厚生労働省	47
新 規	30 就労継続支援A型事業所の健全な発展	厚生労働省	49

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	31 ハンセン病問題対策の推進	厚生労働省	51
一部新	32 少子化対策・子育て支援の推進	内閣官房 内閣府 法務省 厚生労働省	52
継 続	33 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保	防 衛 省	57
継 続	34 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	国土交通省	58
継 続	35 電源三法交付金の交付延長	文部科学省	59
一部新	36 国営造成施設の安全性と施設機能の確保	農林水産省	60
継 続	37 治水及び高潮・津波対策事業の推進	国土交通省	61
継 続	38 「命を守る」土砂災害防止対策の推進	国土交通省	64
継 続	39 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進	国土交通省	66
継 続	40 水道施設の耐震化の推進	厚生労働省	68
継 続	41 警察基盤の整備充実	警 察 庁	69
一部新	42 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	総 務 省 国土交通省	70
継 続	43 宇高航路存続への支援	国土交通省	72
一部新	44 中山間・離島地域等の活力創出	内 閣 府 総 務 省 農林水産省 国土交通省	74
継 続	45 フロン排出抑制対策の推進	経済産業省 環 境 省	76
継 続	46 環境保全対策の推進	環 境 省	78
新 規	47 花粉発生源対策の推進	林 野 庁	80
継 続	48 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進	総 務 省 農林水産省 国土交通省 環 境 省	81
継 続	49 ヒアリ等の対策の推進	農林水産省 国土交通省 環 境 省	82
一部新	50 廃棄物の適正処理	経済産業省 環 境 省	83

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
新 規	51 海ごみ対策の推進	水 産 庁 環 境 省	87

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援

提案先省庁	財務省ほか関係省庁
-------	-----------

提案事項

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、これまでに経験したことのない規模の被害が生じた本県では、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、総額1,200億円を超える予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧など、被災者の生活や経済活動の1日も早い回復に向けて全力で取り組んでいる。

また、県内市町村においても、総額800億円を超える予算を編成し、被災者の生活再建支援や公共土木施設の復旧など、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。

引き続き、本格的な復旧・復興に必要な行政需要に全力で応えられるよう、十分な規模の財源及び中長期的な財政支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 現時点で住家の全半壊が8千棟を超え、床上・床下浸水が7千棟を超えるなど本県の被害は広範囲にわたっており、また、仮設住宅の入居者数も8千人を超えている。そのため、今後の復興に向けた対応が確実に長期化し、被災者の支援や災害復旧等に多額の経費を要することが見込まれる。
- 本県の復旧・復興に要する事業費は1,200億円を超えており、平成30(2018)年度の予算編成にあたっては、長期の行革努力等により捻出した財政調整基金の9割以上を取り崩した。約9億円まで減少した財政調整基金は、特別交付税等により平成30(2018)年度末に約147億円まで回復したものの、令和元(2019)年度当初予算の復旧・復興事業費(約312億円)確保のため約84億円を取り崩すこととしており、綱渡りの財政運営を強いられている。

※ 次の3つの柱を中心に復旧・復興対策を実施

- ① 「被災者の生活とくらしの再建」(応急仮設住宅の確保、見守り相談支援など)
- ② 「公共施設等の復旧」(道路・河川の復旧、農地・農業用施設の復旧など)
- ③ 「地域経済の再生」(グループ補助金、風評被害対策など)

<復旧・復興事業費>

(単位：百万円)

		H30(2018)年度	R元(2019)年度	計
歳出		94,901	31,172	126,073
歳入 ※「一般財源など」には、特定財源の寄付金を含む。	国庫支出金	48,220	14,984	63,204
	県債	30,672	9,378	40,050
	その他	4,605	3,902	8,507
	一般財源など	11,404	2,908	14,312
計		94,901	31,172	126,073

1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援

- 県内市町村の復旧・復興に要する事業費は800億円を超えており、その財源とするために財政調整基金を大きく取り崩した。その結果、一部の市町村の財政調整基金は僅少となっている。
- 国においては、平成30(2018)年11月に平成30年7月豪雨災害への対応分（生活や生業の再建、災害応急復旧等）として5,034億円の第1次補正予算が成立した。また、平成31(2019)年2月に災害復旧等事業費2,136億円、災害対応のための特別交付税700億円などの第2次補正予算が成立した。

課題

- 復旧・復興に要する事業費は、県分は1,200億円を、市町村分は800億円を超えており、今後さらに、国直轄事業の実施や災害対応のために発行した地方債の後年度負担などが見込まれ、求められる多大な財政需要に通常の財源のみで対応することは困難である。
- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興ロードマップで掲げる本格的な復旧・復興には、多くの時間が必要と見込んでおり、国の中長期的な支援が不可欠である。
- 国の第2次補正予算において、災害対応のための特別交付税を700億円追加するなどの措置がなされたが、求められる行政需要に応えることが可能な規模の財源確保に向けて、そして中長期的な支援の確保に向けて、更なる特例的な措置（国庫の手厚い配分、特別交付税の特例的な増額配分、起債の特例措置等）が必要である。

2 復旧・復興に必要な人材の派遣等

提案先省庁	総務省
-------	-----

提案事項

- (1) 本格的な復旧・復興に向けて、引き続き多くの人材が必要なことから、地方自治体職員の県及び市町村への派遣について、必要な支援を行うこと。 新規
- (2) 他の地方自治体からの派遣職員の受入れに要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。 新規
- (3) 災害復旧等に従事するために採用する職員に要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。 新規

(提案の理由)

現状

- 中長期にわたる復旧・復興対応のために、令和元(2019)年度においても、全国の地方自治体に対して応援派遣を要請（都道府県36名、市町村39名）しているところであり、引き続き、人員が不足している状況が続いている。
- 他の地方自治体からの応援職員の受入れに伴い、応援職員の人件費等の負担金や公舎借上料等の経費が生じている。
- 災害復旧等に従事する人員を確保するため、引き続き、正規職員のほか、任期付職員や臨時職員の採用を行いながら対応する見込みである。

課題

- 地方自治法に基づく派遣に係る受入れ経費や災害復旧等に従事する職員の確保に必要な経費については、特別交付税措置がなされるが、更なる特例的な措置が必要である。

【参考】全国の地方自治体からの応援職員派遣の状況（単位：人）

○ 県分

職 種	令和元年度		
	要請数	充足数	不足数
事 務	12	6	△ 6
土 木	15	4	△ 11
農業土木	4	0	△ 4
林 業	4	3	△ 1
保健師	1	0	△ 1
計	36	13	△ 23

○ 市町村分

職 種	令和元年度		
	要請数	充足数	不足数
事 務	6	6	0
土 木	18	7	△ 11
農業土木	2	0	△ 2
建 築	6	3	△ 3
電 気	4	2	△ 2
機 械	3	2	△ 1
計	39	20	△ 19

※ 総務省及び全国知事会等を通じた地方自治法に基づく職員派遣
平成31(2019)年4月1日現在の人数

3 被災者支援の円滑な実施

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

提案事項

- | |
|--|
| <p>(1) 災害救助法における被災住宅の応急修理や生活必需品等のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げること。 新規</p> <p>(2) 建設型応急仮設住宅については、災害救助法により被災者に供与したものであり、県が負担する維持管理費に対して財政措置を行うこと。 新規</p> |
|--|

(提案の理由)

現状

- 浸水被害を受けた住宅において汚水で異臭を放つ内壁や畳の補修を行う場合、外壁や床の補修と合わせて行わない限り、応急修理の対象とはならない。なお、畳の補修は原則として6畳相当までとされている。また、平成30年7月豪雨災害では、限度額584,000円未満で応急修理を行うことができた被災者はほとんどいない。
- 災害発生から応急修理の発注までに相当の期間を要する場合があるが、仮設住宅への入居は認められないため、避難所や修理されていない自宅での生活を余儀なくされる。また、エアコンや冷蔵庫等は生活必需品の対象外であり、ランドセルや制服も学用品の対象外であるなど、被災者への配慮が十分とはいえない運用が見られる。
- 建設型応急仮設住宅の維持管理経費は、災害救助法による国の負担の対象とならないため、本県において予算措置している。

課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康的な生活環境を確保するための内装補修を対象にするなど、被災住宅の応急修理制度を充実させることで、被災者が応急仮設住宅制度に頼らず、元の住宅での生活再建を進めることができるようにする必要がある。 ○ 被災者の心身の負担軽減に十分配慮して、生活必需品の給与等の応急救助を実施する必要がある。 ○ 国では、建設型応急仮設住宅が完成した時点で、生活基盤の安定化が図られたものとして、災害救助法の対象外となると整理している。 ○ 平成28年熊本地震では国から復興基金(特別交付税)が交付され、様々な事業が実施されており、その事業の1つとして建設型応急仮設住宅の維持管理費も復興基金が充当されているが、今回の豪雨災害では、現段階において復興基金の交付の予定はない。 |
|---|

提案事項

(3) 被災者への見守り・相談支援については、被災者の一日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、その必要額について令和2年度においても引き続き、財政措置を行うこと。

また、仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、被災地における心のケアを中長期的に実施していく必要があることから、被災地心のケア事業費補助金を継続するとともに、補助率の嵩上げ（復元）を図ること。

新規

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨による被災者は、応急仮設住宅への入居など、被災前と異なる環境に置かれ、今後も様々な課題を抱えることが想定される。
- そのため、高齢者・障害のある人・生活困窮者等の被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、市町村では、孤立防止等の見守りや、日常生活上の相談支援などを実施しており、県では「岡山県くらし復興サポートセンター」を設置し、後方支援を行っている。
- 岡山県精神保健福祉センター内に「おかやまこころのケア相談室」を設置し、ニーズの把握や電話相談、出張相談などを行い、被災者等の一人ひとりの心に寄り添った支援に努めている。
- 被災者等の生活再建は始まったばかりであるが、少しずつ周囲の環境が落ち着くにつれ、悲壮感が押し寄せてくることもあり、今後ますます心のケアが重要となってくる。引き続き、おかやまこころのケア相談室が地域の保健所等と連携しながら、ニーズの把握とともにうつや自殺の予防を念頭に置いた活動を続けていく必要がある。

課題

- 令和元(2019)年度は、被災者への見守り・相談支援、こころのケアに係る事業費が措置されたところであるが、応急仮設住宅等の被災者が安心した日常生活を営み、その生活を再建するまでの間、被災者への見守り・相談支援を継続して実施できるよう、財政措置が必要である。
- 仮設住宅等での新しい地域への不適応や今後への不安などから、閉じこもりやアルコール関連問題などの出現に留意する必要がある。生活再建とともに、うつや自殺の予防対策が必要である。

【参考】

	現行 (H30)	R元 (予定)	提案内容
被災地心のケア事業費補助金	補助率10/10	3/4	10/10

4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

- (1) 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配拡充を継続して行うこと。また、現行制度では1/3である国庫補助率を、東日本大震災を踏まえた国庫補助率(10/10)へ嵩上げすること。 **新規**
- (2) 被災した児童生徒の心のケア等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に必要な財政措置を継続するとともに、心理検査に係る財政措置を講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 未だに仮設住宅等から臨時のスクールバス等で長時間かけて登下校し、プレハブ校舎での学校生活を強いられている児童生徒が存在する。
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校（岡山市立を除く）に対し、通常のス쿨カウンセラー配置事業や思春期サポート事業に加え、スクールカウンセラー（SC）等の配置を行っている。
 - （取組内容）
 - ・被災した生徒・保護者へのカウンセリング、教職員への助言等
 - ・その他、事例検討会・講演会・研修会等、学校で必要と認められる活動
- スクールカウンセラー（SC）の派遣回数（平成31(2019)年3月末現在）
 - 小学校19校・286回、中学校8校・86回、高等学校10校・64回、
 - 特別支援教育学校1校・13回
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校（岡山市立を除く）で、ストレス等の状況を把握するための心理検査（hyper-QU）を実施し、児童生徒の心のケアに活用している。

課題

- 被災地の学校において、精神的なダメージを被った児童生徒に対するきめ細やかな心のケアや、家庭生活や学校生活の変化等により、学習が困難な状況にある児童生徒への支援を継続して行う必要がある。
- 今後も、時間の経過や環境の変化に伴い生じるストレスも懸念され、継続的なスクールカウンセラーの活用とともに、心理検査の結果等を活用した状況の把握と対応が必要である。

5 災害廃棄物の処理等

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

平成30年7月豪雨災害に係る被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、引き続き被災市町村の早期復旧・復興に必要な予算を確保すること。

新規

(提案の理由)

現状

- 本県被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業費は、総額約205億円に上るが、処理は、最長で令和2(2020)年度(発災後2年)まで要する見通しであり、処理が完了するまで国による確実な予算措置が必要。

区分	自治体数※	事業費計(千円)	備考
H30(2018)年度完了	10	97,780	吉備中央町ほか
R元(2019)年度完了(見込)	10	2,416,875	矢掛町ほか
R2(2020)年度完了(見込)	2	17,998,869	倉敷市、総社市
計	22	20,513,524	

※一部事務組合含む。

課題

- 倉敷市及び総社市から災害廃棄物処理事務の委託を受け県が実施する災害廃棄物の処理は令和2(2020)年度まで要する見通しである。

【参考】

今回措置された主なもの

- ・半壊以上の被災家屋の解体費用を補助対象に含めること。(通常全壊家屋のみ)
- ・家屋解体等に必要となる諸経費を15%まで率計上することを認めること。
- ・災害等廃棄物処理事業補助金に係る地方負担分95%について交付税措置(通常80%)
- ・廃棄物処理施設災害復旧事業に係る交付率を8/10に嵩上げ、地方負担分95%について交付税措置(通常1/2、85.5%)

災害査定状況

区分	自治体・施設数	事業費計(申請額)	事業費計(査定後額)	査定率
処理事業	22自治体	20,571,938千円	20,513,524千円	99.7%
施設復旧	4施設	744,657千円	726,887千円	97.6%

災害廃棄物の発生推計量

約30万トン(H30(2018).10.1岡山県災害廃棄物処理実行計画策定時点)

進捗状況

災害廃棄物処理進捗率 53.7%、被災家屋の解体進捗率 40.9%(H31(2019).3月末現在)

6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成30年7月豪雨災害を受け、県民の関心が高まっている水害対策・土砂災害防止対策の推進について必要な予算措置を講じるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などを着実に実施することにより、県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強力に推進すること。 **新規**

(1) 水害対策の推進

① 直轄河川事業の強力な推進

「真備緊急治水対策」として、令和5年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。

② 県管理河川の整備に必要な予算の確保

今回の豪雨災害と同様の浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。

(2) 土砂災害防止対策の推進

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 本県では、平成30年7月豪雨で浸水被害や土砂災害が広範囲に発生しており、水害対策及び土砂災害対策の推進を求める県民の声が一層高まっている。
- 再度災害の防止・軽減のため、国において小田川合流点付替え事業や小田川の掘削・堤防強化等を強力に推進し、早期完了を図る必要がある。また、県としても、県管理河川の末政川、高馬川、真谷川、砂川などの改良復旧を着実に実施する必要がある。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する可能性があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るためには、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。
- 重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、令和2(2020)年度までを目途に、氾濫の危険性が特に高い区間の樹木伐採・河道掘削等や、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備など、水害対策、土砂災害防止対策を集中的に推進する必要がある。

課題

- 岡山県の河川整備を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、河川激甚災害対策特別緊急事業など改良復旧事業も含め、治水事業に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。
- 土砂・流木対策のための透過型砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。

7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 林道災害の早期復旧に係る財源を確保すること。 | 新規 |
| (2) 治山災害の復旧を行う治山事業の採択要件を緩和すること。 | 新規 |
| (3) 災害時における森林整備事業（公共）の国庫補助率を加算すること。 | 新規 |

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨により、木材の搬出経路である林道が被災したことで、間伐材等の搬出に支障をきたしており、今後の木材の安定供給に影響をもたらすおそれがある。
- 発災現年のみにおいて採択される「災害関連緊急治山事業」で実施した地区については、後年度工事があれば「緊急総合治山事業」で復旧可能であるが、同事業の対象区域が、災害関連緊急治山事業の同一保全対象であることが要件であるため、復旧範囲が限定される。
- 「災害関連緊急治山事業」では対応できなかった箇所においては、「復旧治山事業」で復旧するが、全体計画7千万円以上の箇所が対象となっている。
- 被災した森林の整備及び森林作業道の復旧は未だ途上であり、引き続き、森林整備事業（公共）を活用した被災森林の整備及び作業道復旧を促進する必要がある。

課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道災害復旧の実施主体である市町村に対し、施越工事制度の活用などによる早期復旧を促しているところであるが、進捗状況を勘案すると、3か年復旧の最終年度となる令和2（2020）年度においても財源を確実に確保する必要がある。 ○ 通常の治山事業は、計画事業費により事業対応可能な箇所が限定されるため、被災箇所の早期復旧には、採択要件の緩和が必要である。 ○ 森林整備事業（公共）は、災害時の国庫補助率の加算がないため、発災年度においては、復旧を促進するため特例的に補正（県費嵩上げ）措置をとったところであるが、継続的な措置は困難であり、平成30年7月豪雨災害を含め、災害時における国庫補助率の加算が必要である。 |
|--|

8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁	内閣府、消防庁、国土交通省
-------	---------------

提案事項

- (1) 市町村が、統一的な基準により作成したハザードマップにより、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、国の技術的助言と財政支援のさらなる充実を図ること。 新規
- (2) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務付けられるよう法令の改正を行うこと。 新規
- (3) 全国の地方自治体が、災害対応のために各々で開発、運用している総合防災情報システムのほか、被災者台帳システム、物資調達システム等について、国が主導して全国統一システムを導入すること。 新規
- (4) 地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成、強化につながる取組を国として一層推進するほか、地方自治体の取組への支援制度を充実し、継続的な支援を行うこと。 新規

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨における倉敷市真備地区の水害浸水範囲は、ハザードマップの浸水域とほぼ重なっていたが、本県が実施した被災者へのアンケート調査では「ハザードマップを見て、内容まで覚えていた」住民は約2割に止まっており、地域の災害リスクを十分認識していない実態が明らかとなった。
- ハザードマップは、宅地建物取引業法において住宅購入者等への説明が義務付けられていないため、浸水等の災害リスクが周知されないまま、宅地や建物の売買・賃貸借が行われている場合が多い。
- 自治体が災害対応や被災者支援のために利用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等については、それぞれの自治体が多大な経費とマンパワーをかけて開発運用を行っている。一方、国は、令和元(2019)年度予算において、物資調達・輸送調整等支援システムに関する予算措置を講じ、国から避難所までの関係機関の情報共有を図り、物資の迅速かつ効率的な調達に繋げることとしている。
- 本県には吉井川、旭川、高梁川の三大河川があり、それらの流域面積は約6千k㎡と県全体の面積の80%を占めており、河川や堤防の巡視、災害発生時の避難の呼びかけなどを行う消防団（水防団）の役割は、非常に重要となっている。また、倉敷市真備地区における死者51人のうち、46人が高齢者で、かつ42人が避難行動要支援者であったことから、自主防災組織による地域のサポート体制の構築が求められている。

課題

- 今回の災害では、倉敷市真備地区の住民が総社市の避難所に避難する事例が発生し、さらに今後、想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図の公表への対応が求められることから、市町村の区域を越える「広域避難」のあり方についての検討が必要となる。しかし、ハザードマップは市町村に作成義務があり、その作成方法も様々であることから、住民が、隣接する市町村を含め広域でハザードマップを確認することが困難となっている。こうした状況を踏まえれば、国や県が主導して、市町村が統一の基準で作成し、住民が見やすく理解しやすいハザードマップを作成できるよう支援することが必要不可欠である。
- 住宅購入者等があらかじめ災害リスクを把握することで宅地購入等の判断材料とするとともに、住宅の防災対策や災害時の円滑な避難行動につなげるため、取引時のハザードマップの説明を義務付ける必要がある。
- 現在、自治体がそれぞれが独自で開発運用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等については、必要とされる機能は全国共通であることから、物資調達・輸送調整等支援システムと同様、国が主導して共同で開発運用する方が効率的であり、かつ、安定的な運用を確保できる。また、同じシステムであれば、国や他の自治体も瞬時に情報共有できるとともに、これら機関からの応援職員もすぐに利用できるなど、メリットも大きい。
- 消防団（水防団）や自主防災組織は地域防災力の中核であり、安全安心な地域社会に欠くことのできない存在となっているが、消防団員の確保や高齢化への対応、地域社会におけるつながりや結びつきの希薄化等が課題となっており、学生を含む若者や女性の消防団への加入促進や、自主防災組織の組織化及び活動活性化に取り組む必要がある。

9 災害対策用装備資機材の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

(1) 災害対策用車両等の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両、レスキューボート等の整備充実を図ること。 **新規**

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨における救出救助活動では、災害現場に向かった車両のうち13台が損傷（うち4台が走行不能）したほか、道路の冠水により現場にたどり着けないケースも散見された。また、浸水域には漂流物が多く、これらとの接触によりゴムボートが損傷（2艇）し、活動を継続することが不可能となったほか、隊員の安全確保も困難となるなどの状況もみられた。
- 現有のゴムボートは、救出救助活動の都度、空気を入れて使用し、再度空気を抜いて搬送する必要があるため、これらの作業に係る時間的ロスや隊員の負担が大きくなっている。
- これまで発生した大規模災害における教訓や、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の被害想定等を踏まえた災害対策の見直しが求められる中、災害等に伴う停電時の信号機の運用に必要となる信号機電源付加装置等の整備状況は、十分とはいえない現状にある。

課題

- 近年、本県では、平成30年7月豪雨を始め、台風の接近等による風水害が各地で発生しており、今後も同種災害の発生が懸念される中、災害対策に必要となる車両等については、必要数の充足には至っておらず、大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等が困難な状況にある。
- 浸水域における迅速な活動を行うためには、冠水場所でも走行可能な災害対策用車両を整備するとともに、時間的・人的ロスが少なく、損傷しにくいレスキューボートを機動隊、管区機動隊及び各警察署に配備しておく必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、自動起動式の発電装置を備えた信号機の更なる整備充実を図る必要がある。

10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

大規模災害時には、同時期に、複数の被災都道府県が、全国の有料道路管理者に対して、災害時派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続を行っているため、国において、一括して手続を代行するなど、手続の簡素化を図ること。

新規

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨災害では、岡山県、広島県、愛媛県をはじめ、西日本の2府8県が救援物資等を輸送するための車両等を受け入れるため、同時期に、西日本高速道路株式会社等の関係する有料道路管理者に対して、高速道路等の無料措置手続を行った。
また、手続後は、2府8県がそれぞれ、全国の自治体に対して、被災地支援等のために有料道路等を使用する場合に「災害派遣等従事車両証明書」を発行するよう協力を依頼している。

課題

- 大規模災害発生時には、複数の都道府県が同時期に、高速道路等の無料措置手続を行うこととなり、災害対応の初動期において当該事務が負担になるだけでなく、有料道路管理者も事務が集中し、双方にとって効率が悪い。
- 複数の都道府県で災害救助法が適用された場合など、大規模災害発生時には、高速道路等の無料措置手続が完了するまでの間、災害救援のために被災地に赴く自治体や、災害ボランティア活動を行う個人などからの問い合わせが相次ぎ、被災都道府県では初動対応に支障を来している。

【参考】

1 料金免除措置を行う有料道路管理者

西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、各地方道路公社

2 災害時派遣等従事車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した自治体の災害対策本部（物資集積所を含む。）へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請又は受入承諾したものに使用する車両

11 文教関係施設及び設備の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。 **新規**

- ① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレや空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げ
- ② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備も小中学校等と同様に補助対象化

(提案の理由)

現状

- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいですが、洋式トイレや空調設備など、求められる機能が備わっていない。
- 県内の公立学校施設では、構造体の耐震化はほぼ完了しているが、天井や壁・照明器具といった非構造部材の安全性の点検は、学校教職員による目視によって行われており、専門家による点検や、それに基づく対策が十分に取られていない場合が多く、安全対策に懸念がある。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。
- 安全性の確保に不可欠な、専門家による施設等の点検には多額の経費を要するが、補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】現行制度と提案内容

	現 行	提案内容
文教関係施設設備の整備	補助率 1 / 3	補助率嵩上げ (1 / 3 → 10 / 10)
屋外防災施設以外の施設等整備	小中学校のみ補助対象	高等学校まで補助対象拡大

12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援

提案先省庁	農林水産省、林野庁
-------	-----------

提案事項

復旧工事の実施に必要な調査、測量及び試験費を全て補助対象とすること。

新規

(提案の理由)

現状

- 災害復旧事業については、会計年度内に補助率を決定して国予算の手当を決定するため、災害年に災害査定を終えることが原則となっている。
- 平成30年7月豪雨災害のような大規模災害時における災害査定については、早期復旧を進めるため、国は「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下、「大規模査定方針」という。）により、航空写真等を用いた平面図や代表断面図のみを添付するなど、査定設計書の簡略化などにより災害査定事務の簡素化が可能としている。

課題

- 大規模査定方針による簡略化された査定設計書から、復旧工事に必要な設計書を作成するためには、調査や測量及び試験が新たに必要となるが、それらの経費は災害復旧事業の対象として認められない。
- そのため、平成30年7月豪雨災害では、農地や農業用施設の災害査定において査定設計書の図面等の簡略化をしない市町村が多数生じ、災害査定の終了が平成31(2019)年1月にずれ込んだ。
- 林道災害においては、被災箇所が山間奥地であることなどの特殊性から、航空写真等を活用し災害査定資料の簡略化を図ったが、復旧工事の実施設設計の段階で再測量等が必要となり、その経費については事業主体の負担となっている。

地方分権改革の推進

13 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の提案等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、平成30(2018)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされた。
- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによる更なる事務・権限移譲や規制緩和が課題となるほか、義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

14 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

提案事項

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少、公共施設等の老朽化、会計年度任用職員制度導入への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。

その際、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら、社会保障関係費の増加に対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革により捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。

- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を一層図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 平成31(2019)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、前年度から約0.2兆円増の16.2兆円が確保され、地方の一般財源総額については、社会保障の充実分の確保も含め、前年度を約0.6兆円上回る62.7兆円が確保された。
- 平成30(2018)年度に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」において「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が示された。
- 地方における基金残高のうち、財政調整基金などは徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものである。また、経済対策の際に国費により措置された基金なども含まれており、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。
- 臨時財政対策債発行額は前年度を0.7兆円下回る3.3兆円と抑制したものの、依然として高い水準にあり、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。
- 令和2(2020)年度から会計年度任用職員制度の導入が予定されており、人件費の上昇が見込まれる。

課 題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

- ① 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、団塊の世代が75歳に入り始める前の2019年度から2021年度の3カ年が、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付けられたが、具体的な取組の検討に当たっては、議論の過程で適宜地方に情報提供すること。また、具体的な取組を実施する際には、地方行政に係るものについては、地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。
- ② 幼児教育・保育の無償化に係る2020年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25(2013)年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、子ども・子育て支援、医療、介護等の制度改革が順次行われてきた。
- 社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」が平成29(2017)年12月に閣議決定され、消費税・地方消費税率引上げ分の一部が、幼児教育・保育の無償化に活用されることとなったが、国と地方の協議の結果、初年度の令和元(2019)年度は、税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費対応（臨時交付金約0.2兆円創設）となった。また、令和2(2020)年度以降の無償化に伴う地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上され、一般財源総額が増額確保された上で、地方交付税による財源調整が行われることとなった。
- 平成30(2018)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、「団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする『基盤強化期間』と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う」方針が新たに示された。
- 国は今後、生涯現役社会に向けた雇用制度改革を進め、給付と負担のバランスを検討しながら医療・年金など社会保障制度全般にわたる改革を実施し、子どもから現役世代、お年寄りまで、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、基盤強化期間中に改革を進めるとしている。

課題

- 地方においては、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係費や投資的経費などの削減で吸収してきたのが実態であるが、地方だけの努力で財源を捻出してきた従来の手法では、制度を維持することは不可能である。

提案事項

(3) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 国の令和元(2019)年度予算において「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、平成30(2018)年度補正予算において、地方創生に資する施設整備を幅広く対象にする「地方創生拠点整備交付金」(国費600億円(国1/2))が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27(2015)年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、第1期総合戦略の最終年度となる令和元(2019)年度においても引き続き1兆円が確保された。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされている。
- 令和元(2019)年度地方創生交付金の運用について、新規事業に係る申請上限件数の拡大や企業版ふるさと納税制度との併用による寄付充当などの改善が図られた。
- 人口移動の状況を見ると、特に東京圏への人口流出が拡大するなど、東京一極集中の流れに歯止めがかかっていない。

課題

- 地方創生は本格展開の時期に入り、地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

提案事項

(4) 地方法人課税の偏在是正

平成31年度税制改正大綱で定められた地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上し、地方の一般財源総額を増額確保すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年12月に閣議決定された平成31年度税制改正大綱において、本年10月に現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、大都市に税収が集中する構造的課題に対処する観点等から、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることとされた。
- 具体的には、法人事業税の一部を特別法人事業税とし、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込み、特別法人事業譲与税として「人口」を基準に各都道府県に譲与するとともに、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設けること等とされた。
- 現在、県の単独事業として実施している河川の漂流物除去などに対する交付税措置はないが、これらの経費を適切に地方財政計画に歳出として計上することにより、地方の一般財源総額を増額確保する必要がある。

課題

- 今回の地方法人課税の偏在是正措置は、偏在性が小さい地方税体系の構築に資する実効性のある仕組みとして評価するが、地方の一般財源総額を増額確保につなげるためには、この措置により生じる財源の全額が地方財政計画に歳出として計上されることが求められる。

教育県岡山の復活

15 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

提案事項

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配や、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実に対応するための小学校専科加配の拡充を図ること。
- ② 道徳や小学校英語の教科化、プログラミング教育、主体的・対話的で深い学びの導入など、学習指導要領改訂に伴う新たな教育内容や指導方法に対応するための教員研修を充実するとともに、環境整備に必要な財政措置の充実を図ること。
- ③ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ④ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑤ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。 新規

(提案の理由)

現状

- 小学校第1学年、第2学年は、きめ細かな指導を実施するための定数が確保されているが、第3学年以上は、十分確保されていない。また、学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善のための人的措置も十分でない。
- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化される。
- 道徳の教科化に対応するための研修や小学校教員の英語力向上研修、新教材を活用した授業研究等を実施し、授業の充実を図っている。
- 小学校でのプログラミング教育の必修化に向け、大学と連携した指導方法の研究等に取り組んでいる。
- 市町村によって、ICT環境の整備やICT教育の取組状況に差があり、ICT環境の整備に関する財政支援を要請されている。
- 県総合教育センターを中心に、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導の改善に向け、研究に取り組んでいる。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒が年々増加している。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。

- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師（51名：H30(2018).5.1現在）を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

課題

- 教員が子どもと向き合う時間の確保や習熟の状況に応じた指導、アクティブ・ラーニングなど、きめ細かで質の高い教育の推進のため、また、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教職員加配の拡充を図る必要がある。
- 道徳の教科化に対応した効果的な指導方法等、授業改善を普及するとともに、継続的な教員研修を進める必要がある。
- 小学校英語の教科化に対応するとともに、グローバル化に対応し日本や本県の将来を担う人材を育成するため、教員の更なる指導力・専門性の向上に取り組む必要がある。
- A L T配置のニーズは高く、各市町村の実態に応じた教育体制の整備が求められる。
- プログラミング教育の導入とともに、児童生徒の情報活用能力の育成に対応するため、教員の指導力の向上に加え、教材・機材等の環境整備に対応するための財源の確保が必要であるが、市町村間でI C T環境の整備やI C T教育の取組状況に格差が生じている。
- 主体的・対話的で深い学びの導入による児童生徒の思考力等の育成に向け、授業改善の中核を担う教員の育成等が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 県立特別支援学校において、看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数が増加傾向にあるとともに、必要な医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

【参考1】本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
小学校	6.1% . . . →	12.6% →	12.4% →	12.0%
中学校	3.8% . . . →	8.4% →	8.2% →	7.6%
高等学校	1.9% . . . →	3.9% →	4.3% →	4.6%

【参考2】県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

平成21年度 (2009)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
68名 . . . →	95名 →	108名 →	108名

提案事項

(2) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するため、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めるとともに、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが予想される。

課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

提案事項

(3) 不登校・長期欠席対策のための総合的な取組の推進

新たな不登校・長期欠席を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、不登校・長期欠席の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の不登校・長期欠席児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 不登校・長期欠席児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 小学生の5%、中学生の10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併存するといわれている。 ※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

課題

- 不登校・長期欠席の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 不登校・長期欠席対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる不登校・長期欠席への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

提案事項

(4) 高等学校教育の充実

- ① 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、学校と地域との連携を促進するコーディネーターの活用等に係る財政措置の一層の拡充を図ること。また、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。
- ② 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 本県の中学校卒業生については、平成30(2018)年から令和10(2028)年までに約2,000人減少することが見込まれており、県立高等学校の更なる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 高等学校の教育活動の充実に向けては、地元自治体をはじめとする地域の協力が不可欠であり、本県では、コーディネーターの配置や公営塾の設置等を行っている自治体がある。
- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行ってきており、平成30(2018)年度から、公立高等学校4校で開始したところである。

課題

- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 小規模化する学校の活性化のためにICTを効果的に活用した遠隔授業や授業動画の配信などを検討する必要があるが、実施に当たり、ICT支援員の技術面のサポートが不可欠である。
- 高等学校の魅力づくりに不可欠な地域と学校の連携に向けては、地域と学校をつなぐ役割を果たすコーディネーターが必要であり、そのためには、国において配置等に係る財政措置などが望まれる。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。

提案事項

- (5) インターネットに対する依存への対応 新規
 インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマートフォン、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活で減った時間がある」と答えた割合は小学生27.0%、中学生41.2%、高校生46.0%であり、前年度と比べて、小・中学生で増加している。
 また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマートフォン・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。
- 上記調査の結果によると、ネット依存の傾向について、「高い」と判断された児童生徒の割合は、小学生1.0%、中学生3.0%、高校生3.1%となっている。また、前年度と比べて、小・中学生は依存傾向の「低い」児童生徒の割合が減少し、「中程度」「高い」児童生徒の割合が増加している。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

課題

- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。

地域を支える産業の振興

16 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進

水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要な港湾施設の整備を図ること。

(2) 水島港に係る航路の整備促進

東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約3兆円で本県の5割弱を占めている。
- 水島港の平成29(2017)年取扱貨物量は全国第10位で8,460万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の取扱量は全国4位で196万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で172千TEUとなっている。

課題

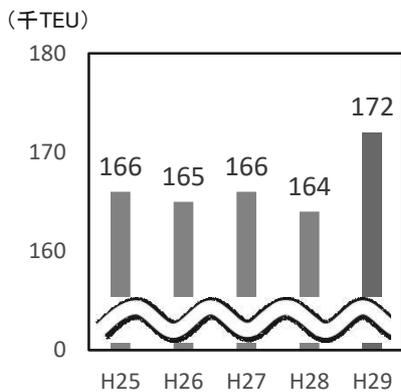
- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な岸壁の整備や、航路・泊地の水深の確保が必要である。
- 玉島地区の岸壁は、令和2(2020)年4月の水深10m暫定供用に向けて整備を行っているところであるが、穀物企業各社から、さらに連携を推進するために水島地区と玉島地区を結ぶ航路や泊地の水深12mでの整備が引き続き必要であると強く求められている。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

水島港の整備促進

事業位置図



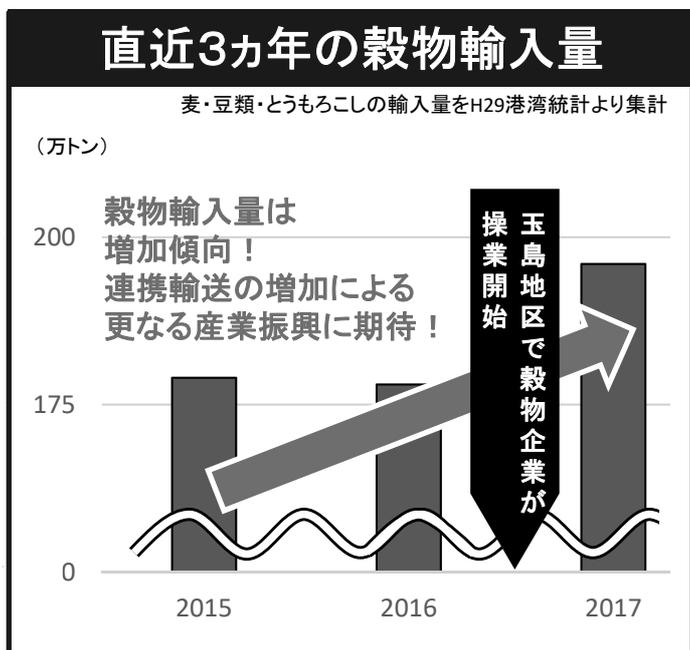
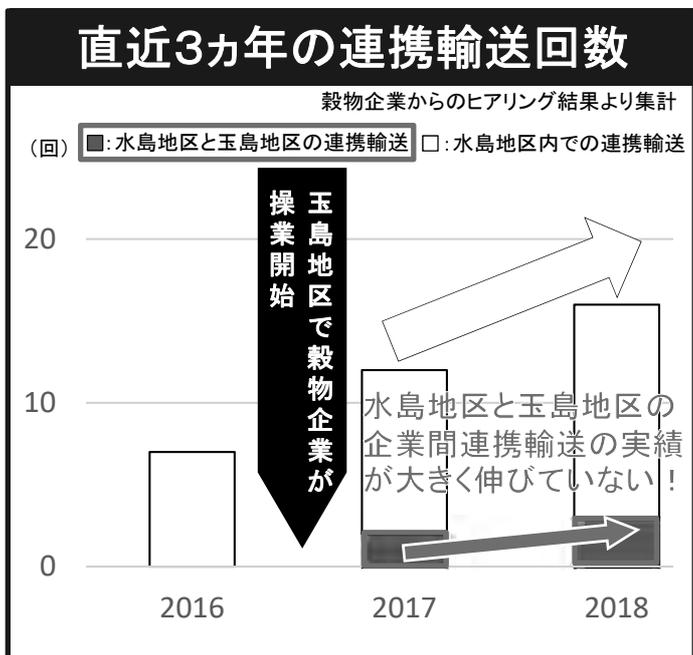
水島港の
総コンテナ取扱貨物量推移



玉島ハーバーアイランド7号埠頭供用開始に伴う
横持ち運搬の解消



企業間連携による大型船を活用した 効率的輸送が更なる産業振興に寄与

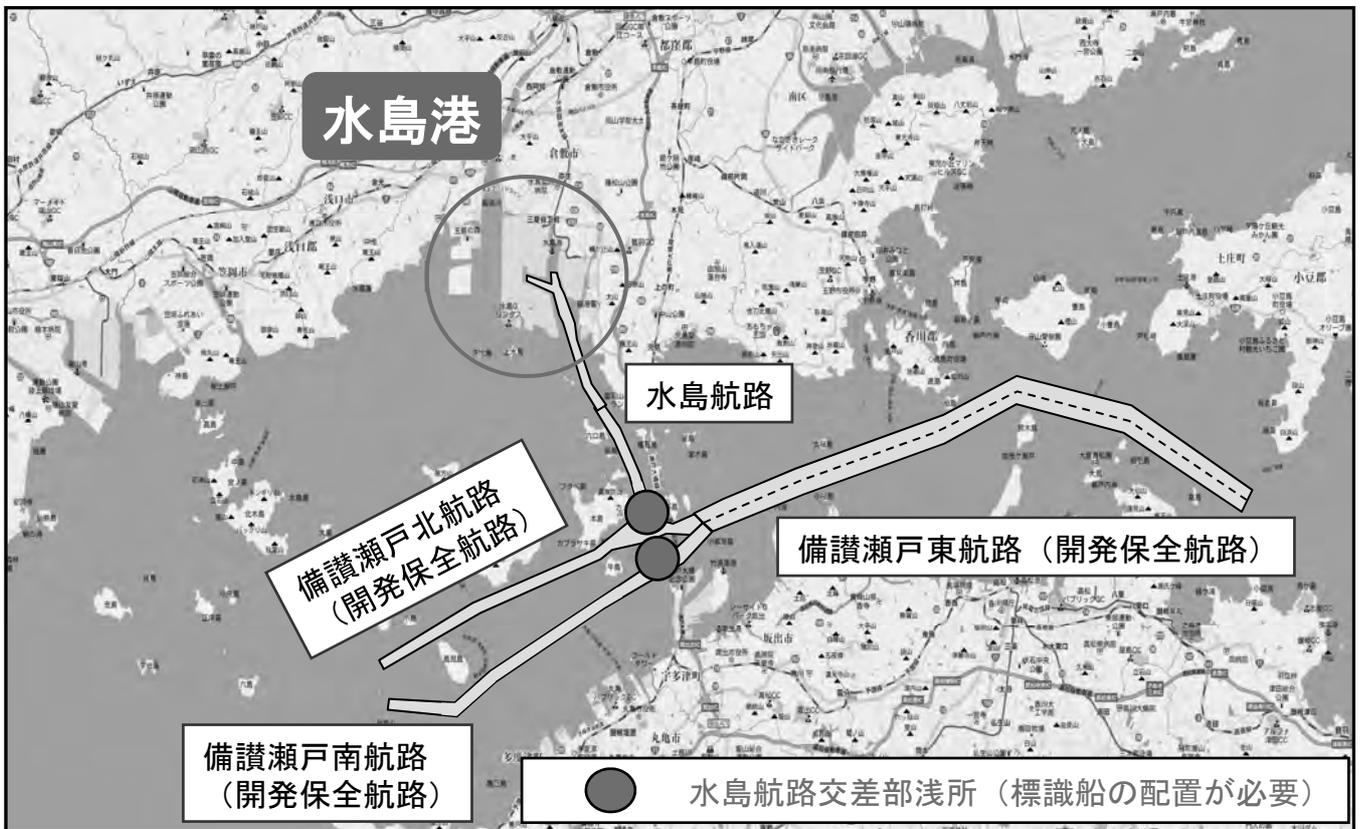


【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鋼石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっている。

備讃瀬戸航路浅所箇所



17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する直轄国道や地域高規格道路の整備の推進を図ること。

(1) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の早期事業化
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

(2) 地域高規格道路

① 倉敷福山道路（国直轄・県）

- ・ 国道2号倉敷立体（片島町～船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保

② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

③ 岡山環状道路（国直轄）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

④ 美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ 英田IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

⑤ 北条湯原道路（県）

- ・ 国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保

（提案の理由）

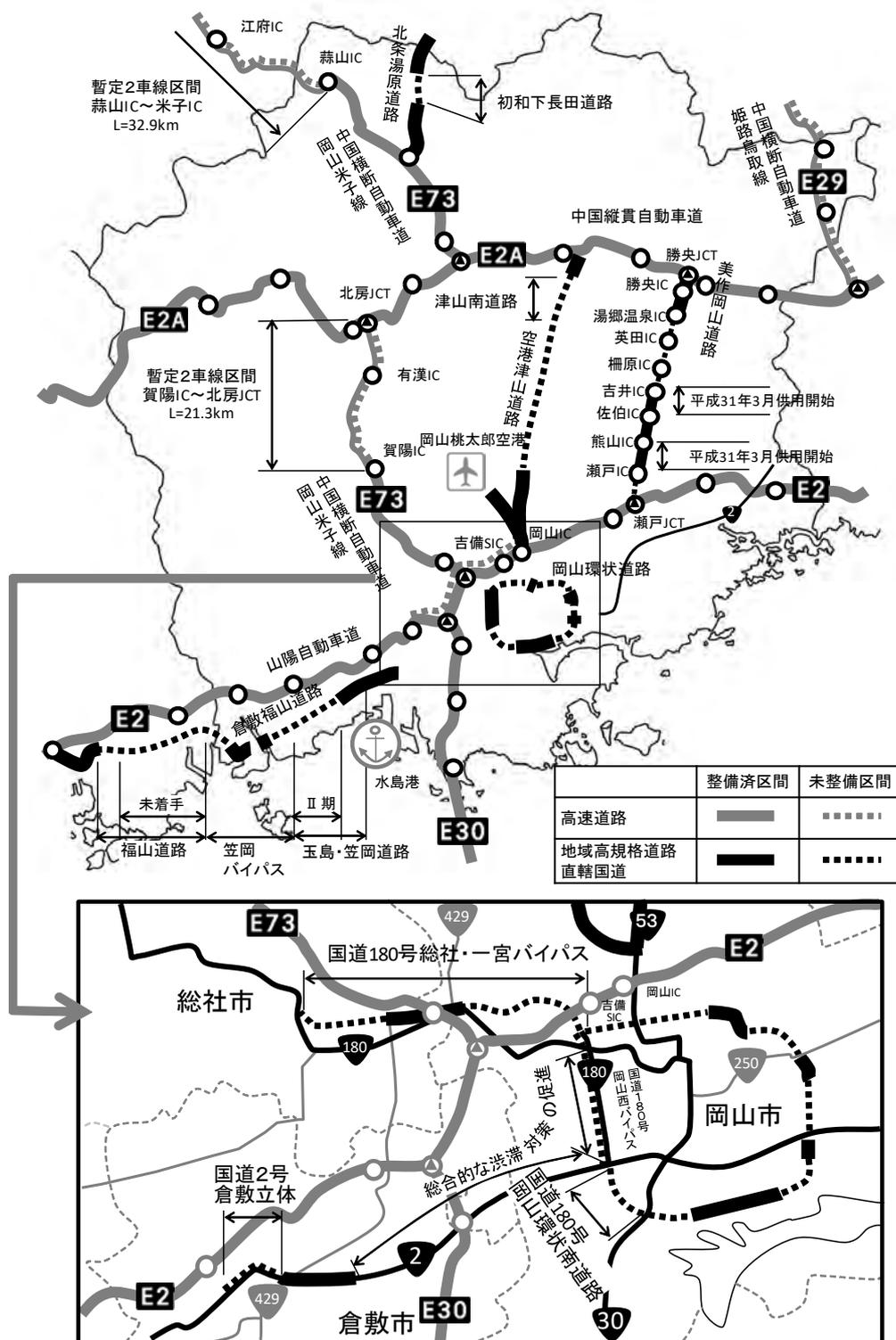
現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 国道2号の岡山～倉敷間は、産業拠点や広域交流拠点間を結ぶ大動脈であるにも関わらず、中国地方で屈指の交通量があり、慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、産業活動や観光振興等に支障を来している。
- 国道2号（岡山市南区古新田～倉敷市新田）が、「概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）」箇所を選定された。

課題

- 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、直轄国道や地域高規格道路の早急な整備が必要である。
- 美作岡山道路の整備効果を最大限発揮するためには、中国縦貫自動車道と山陽自動車道をつなぐ必要があり、英田IC～湯郷温泉IC間や瀬戸JCT部の整備予算の確保が必要である。

【参考】直轄国道及び地域高規格道路 位置図



18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 全線4車線化

中国横断自動車道岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築し、中四国の連携強化に重要な役割を担う路線であり、安全性、定時性の確保とともに、ネットワークの代替性確保の観点からも、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

(2) 付加車線の早期整備

事業中の付加車線は、安全かつ円滑な交通確保や大規模災害時の早期復旧に大きな効果が期待されることから、新たに整備されることとなった有漢IC～北房JCT間の付加車線を含め、早期整備を図ること。

(提案の理由)

現状

- 岡山米子線は、本州四国連絡道路、四国横断自動車道と一体となり、日本海と太平洋を最短で結ぶ基幹的な南北軸を形成するため、平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与している。
- 山陰道や四国8の字ネットワークなど高速道路網の整備が進み、山陰や四国からのアクセスが容易になり、本路線の重要性が益々増してきている。
- 本路線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間には、当該南北軸の中で唯一暫定2車線(54.2km)が残っており、これらを解消し、全線を4車線とすることで、より強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmの付加車線の設置が決定し、平成29(2017)年12月に工事着手された。
- 平成30年7月豪雨では、4車線整備済みの岡山総社IC～賀陽IC間と、暫定2車線の賀陽IC～有漢IC間で、同程度の規模の崩土が発生し通行止めとなった。4車線整備済み区間では、迅速に復旧がなされ、並行する国道180号の代替機能を果たせたのに対し、暫定2車線区間では、通行止めの解除まで時間がかかり、国道の代替機能を果たせず、新見市は2日間にわたり交通が途絶し孤立状態になった。
- 平成31(2019)年3月、有漢IC～北房JCT間の約3.3kmと江府IC～溝口IC間の約4.2kmに付加車線の追加設置が決定され、有漢IC～北房JCT間は4車線化が実現する運びとなった。
- 残る暫定2車線区間について、防災上の観点及び速度低下等の課題を踏まえ、令和元(2019)年夏頃を目途に、優先的に整備する区間をまとめる「高速道路における安全・安心計画(仮称)」を策定し、順次整備を進める方針とされている。

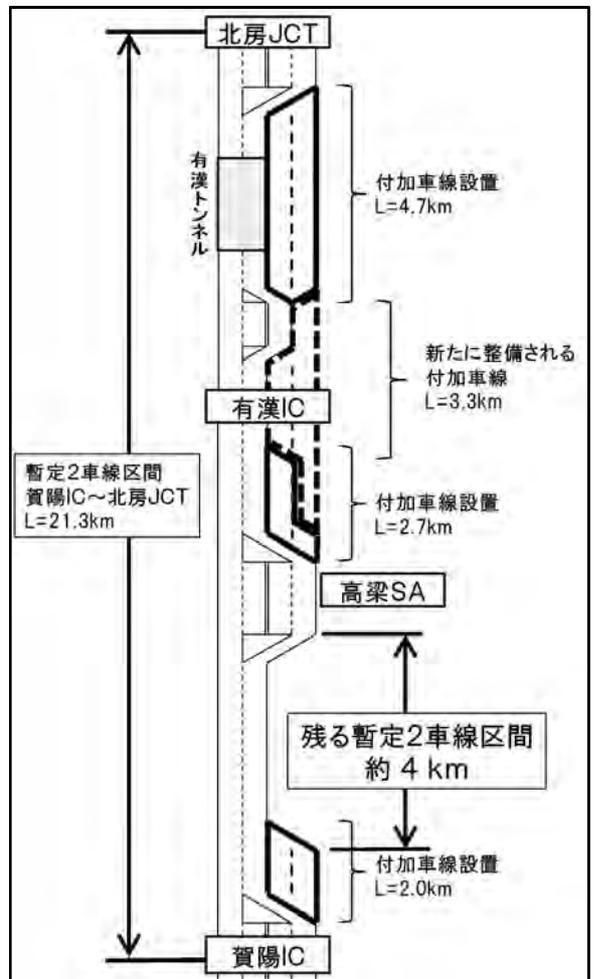
課題

- 付加車線整備後も、賀陽IC～有漢IC間には暫定2車線区間が残り、ボトルネックとなる。
- 企業誘致や観光誘客など多面にわたるストック効果を最大限発揮しておらず、生産性が低下している。
- 平成30年7月豪雨において、岡山自動車道と並行する国道がともに寸断され、ネットワークの代替性確保の課題が明らかとなった。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を片側交互通行で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードも遅くなる。
- 高梁SAが南海トラフ地震発生時における警察庁及び消防庁の四国方面への広域進出拠点となっているが、暫定2車線のままでは、緊急輸送や救援活動のボトルネックとなるなど、広域的な支援体制を円滑に構築できないおそれがある。

【参考】高速道路の整備状況



【参考】岡山自動車道付加車線設置箇所



米子自動車道における付加車線整備

- 事業中の付加車線 1箇所 (L=3.4km)
- 新たに整備される付加車線 1箇所 (L=4.2km)

19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

海外で人気の高い日本農産物の優良品種やそのブランドなど、知的財産の保護について、地方公共団体や民間の取組を引き続き積極的に支援すること。
特に、育成者権の取得に必要な予算の安定的な確保に努めること。

一部新規

(提案の理由)

現状

- 農林水産物の輸出拡大に取り組んでいるが、海外で特に人気の高い日本産のブドウやいちごなどでは、知的財産権を取得していなかったため、日本の有望な品種が海外で栽培されたり、ブランド名が冒認出願されるなどにより、マーケットの喪失が危惧される。
- 国では、平成28(2016)年度から「植物品種等海外流出防止総合対策事業」を創設し、海外での育成者権の取得を支援しており、県においても「岡山県輸出農産物における海外の知的財産の基本的な考え方」を策定し、国の支援事業を活用して、中国、韓国において白桃(白皇、白露)の育成者権の取得を進めている。
- 国では、アジア圏での「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)」加入国の拡大や、育成者権の取得を促進させるため15カ国・地域との「日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書」の締結を進めるなど、育成者権の保護環境の整備を実施している。

課題

- 日本農産物の優良品種やそのブランドの保護には、海外での知的財産権(育成者権、商標権、GI)の取得が重要だが、育成者権の取得には相当な費用と期間を要する。
- アジア圏の多くの国では、品種保護制度の整備が十分でないことから、育成者権の取得が円滑に進まない。

20 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

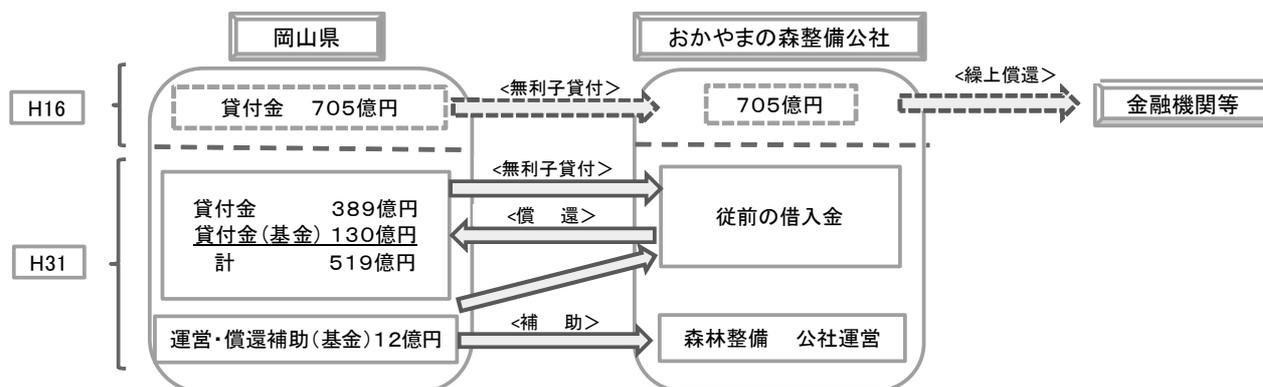
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が6割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (H31(2019).4.1)



※無利子貸付金519億円の調達に係るコスト：約5億円（長期プライムレート1.00%）

21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁 農林水産省、環境省

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講じるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、整備交付金と推進交付金の流用など弾力的な運用と、十分な予算確保 新規
- ② 簡易で効率的な捕獲方法の研究・開発の一層の促進

(提案の理由)

現状

- 鳥獣による農林水産被害は、約3億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長やわなの設置数等が、当初計画どおり実施できない。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、防護柵等を設置する整備交付金と捕獲活動等を支援する推進交付金に区分され、相互間の流用が認められていない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等にもない、農作物被害は深刻化・広域化している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は、令和元(2019)年度102.27億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- 整備交付金と推進交付金の流用が認められず、防護と捕獲の一体的な取り組みに対し、機動的な活用が出来ない。
- わなの設置、見回り・餌付け、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、作業の軽減につながる簡易で効率的な捕獲方法が求められている。

【参考】

鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分		H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	158,638	127,613	93,103	106,544
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	80,948	61,261	34,297	31,105
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	34,690	26,698	29,526	20,807
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	112,034	119,501	124,570	131,019
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	386,310	335,073	281,496	289,475
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	21,629	20,031	24,211	23,010
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	12,633	14,799	12,009	11,897
	サル	76	93	123	184	290	190	308	379

提案事項

- (2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価
東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。

(提案の理由)

現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成3(1991)年に環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられ、各県において狩猟が禁止されるなど保護対策が進められてきた。
- このような取組の結果、東中国地域のツキノワグマの生息数は年々増加し、国のガイドラインの安定存続の水準（成獣800頭以上）を超えるまで生息数は回復しているが、平成30(2018)年の環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。
- また、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じており、昨年6月には県内において、ツキノワグマによる人身被害も発生している。

課題

- 東中国地域のツキノワグマについては、国のガイドラインの安定存続の水準を超えるまで生息数は増加しているが、環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられたままである。

【参考】

○ツキノワグマ出没件数及び推定生息数

年度 県名	出 没 件 数					推定生息数	
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	(H30末)	うち 成獣
岡山県	98	87	237	126	186	298	209
鳥取県	332	98	495	157	217	824	577
兵庫県	831	497	978	490	637	410	287
計	1,261	682	1,710	773	1,040	1,532	1,073

注1：兵庫県の推定生息数は、東中国地域個体群のみの数値。

注2：成獣数は、生息数のうち7割が成獣として算出。

○ツキノワグマによる人身被害数

年度 県名	人 身 被 害 件 数					計
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
岡山県	0	0	0	0	1	1
鳥取県	0	0	4	0	0	4
兵庫県	0	0	3	2	0	5
計	0	0	7	2	1	10

22 酪農担い手育成機関への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている公益財団法人中国四国酪農大学が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。

(提案の理由)

現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学校（以下、「酪大」という。）は、中国四国及び兵庫県の10県を構成県とする財団として昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する約1,300人もの卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術習得のための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、施設整備に取り組むことの負担が大きい。

課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。

【参考】

酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,296人（S40(1965)～H30(2018)年度）（H31(2019).4.1現在）
 - （出身県内訳 岡山県：503人、その他構成県：599人、その他：194人）
 - （就職先内訳 後継者：612人、畜産関係団体：483人、その他：201人）
- (2) 在校生：44人（2年生：20人、1年生：24人）（H31(2019).4.1現在）

23 産地を支える農業生産基盤の保全 対策の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。

こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を当初予算で安定的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内の主要な産地に農業用水を供給するダムや頭首工、畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成されたことから、近年急速に老朽化した施設が増加しており、産地の持続的発展のための適切な機能が発揮できないおそれが出てきている。
- 生産基盤が整備され産地化が進んだ地域では、新規就農者など力強い経営体の確保につながっているが、整備が遅れている地域では、経営体の確保に苦慮している。
- 本県では、耐用年数を超えても施設機能に支障が生じないように、施設毎の適時・適切な保全対策を推進しているが、県所要額に対して国の当初予算が安定的に確保されていない。

課題

- 本県の農業就業者の平均年齢は70歳に達し、近い将来農家の大幅な減少が見込まれており、その受け皿となる担い手が健全な農業経営を続けていくためには、整備された生産基盤の適切な保全対策を着実に推進していくことが重要である。
- 令和元(2019)年度当初予算においては、一時的に臨時・特別の措置として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が設けられたが、防災のための重要インフラが対象であることから、地域の経済活動に大きな影響を与える農業生産基盤の多くは対象とならない。
- 保全対策を計画的に実施するためには、令和2(2020)年度以降の当初予算が安定的に確保されることが重要である。

24 社会資本整備の推進

提案先省庁 内閣府、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害や、近年頻発・激甚化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に向けた防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和元(2019)年度の国の公共事業関係予算は、臨時・特別の措置を含めると、前年度に比べ15.6%増額されたところであるが、維持管理や点検・更新などに要するコストの増大も今後見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改修、砂防堰堤や治山施設の整備、道路の新設等の新たな社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

課題

- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、近年の大規模災害の頻発・激甚化を踏まえると、今後の交付金等の継続的な確保に懸念がある。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、国全体における公共事業関係予算の安定的な確保・拡充が必要である。

安心で豊かさが実感できる地域の創造

25 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

- (1) 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用等
 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすること。
- (2) 医療施設の耐震化の促進
 医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

（提案の理由）

現状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、国が定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「居宅等における医療の提供」及び「医療従事者の確保」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合確保促進法に基づく県計画として取りまとめているが、平成27(2015)年度から30(2018)年度まで、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力運用が認められていない。
- 「居宅等における医療の提供」及び「医療従事者の確保」に関する事業は、従前の国庫補助事業から振り替えられた事業に加えて、地域医療を支える上で主力となる総合的な診療能力を有する医師の育成など、県として地域のニーズに応じて重点的に取り組むべき事業が多数あることから、事業費が大幅に増加したが、上記のとおりの配分であったため、事業規模を縮小せざるを得ない状況となった。
- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、地域医療介護総合確保基金の用途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に利用できるよう、柔軟な仕組みにする必要がある。
- 医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

【参考】

○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
- ・医療介護連携体制整備事業 等

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄付講座の設置
- ・看護師等養成所運営費補助事業 等

○ 本県の病院の耐震化率（平成30(2018)年9月）

※全国平均は平成29(2017)年9月時点

- ・病院全体 74.1%（全国平均 72.9%）
- ・災害拠点病院及び救命救急センター 80.0%（全国平均 89.4%）

○ 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制施設整備交付金	二次救急医療機関 救命救急センター	基準面積・基準単価 2,300㎡×40,300円	医療施設耐震整備 として必要な新 築、増改築に伴う 補強及び既存建物 に対する補強に要 する工事費	1 / 2
	I S 値が0.3未満 の病院	基準面積・基準単価 2,300㎡×191,400円		

(参考)

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化 臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円	同 上	同上
※平成28(2016) 年度まで	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

26 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。

課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

27 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進とともに、エビデンスに基づく子宮頸がんワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的である。

国においては、特に若い世代に向けたがん対策に自ら積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、子宮頸がんワクチン接種に関する正しい知識の普及に要する経費について、財政的支援を行うこと。

新規

(提案の理由)

現状

- 現在、国内では年間約1万人が子宮頸がん罹患し、約3千人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がん予防については、早期の検診受診やその原因であるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ子宮頸がんワクチン接種が有効であることから、岡山県では、医療関係者等と連携して、子宮頸がん検診の受診促進と、子宮頸がんワクチン接種が定期接種であることや、その効果とリスクについて正しい知識を普及する事業を展開しているところである。

課題

- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。
- 子宮頸がん検診受診を促進し、子宮頸がんワクチン接種の効果とリスクについて正しい知識を普及するためには、専門的・技術的支援が必要である。
- 子宮頸がんワクチン接種に関する知識の普及に要する経費については、国庫補助の対象となっていない。

28 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）について、喫煙可能場所の設置基準等を定めた政省令の公布から施行までが短期間であったことから、令和2年4月の全面施行に向け、国の責任において国民や関係団体への周知徹底を図り、円滑な施行に努めること。

また、改正法の施行に伴う新たな事務に対する職員体制の整備等への十分な財政支援を行うとともに、標準的な運用基準を示す等技術的な支援を行うこと。

（提案の理由）

現状

- 改正法が平成30(2018)年7月に公布され、令和2(2020)年4月の全面施行に向け、段階的に施行されている。
- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙可能場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、経過措置として客席面積が100㎡以下で資本金5,000万円以下の小規模な既存飲食店は、届出により喫煙を認めることなどを内容としている。
- 国の令和元(2019)年度予算においては、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成等が措置された。

課題

- 施設の類型ごとに、例外的に認められる喫煙可能場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令の公布から施行までの期間が短く、改正法の内容が十分周知されていない。
- 義務に違反した施設管理者や施設利用者に対する指導、勧告、命令、罰則の適用等施設管理者に対する立入検査業務等を都道府県、保健所設置市が担うこととされたが、新たな業務に対する職員体制の整備等への財政支援や、実施に当たっての運用基準等は示されていない。

29 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

(提案の理由)

現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等によって処遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(平成29(2017)年度平均値)は2.77倍と、全職種の1.70倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第7期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万2千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、約4千人が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材を更に確保する必要がある。
- 社会保障審議会介護給付費分科会(H30(2018).12.26)において、令和元(2019)年10月の介護報酬改定時に、介護職員の処遇改善のための新たな加算を設けることが報告されたところであるが、介護人材の確保については、依然厳しい状況にあることから、更なる処遇改善に取り組む必要がある。

課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においても、給与水準の引上げなどの介護職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立に向けた更なる取組が必要である。

【参考】

1 介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組

①平成21(2009)年4月 平成21年度介護報酬改定 +3.0%改定 (介護従事者の処遇改善に重点を置いた改定)	施設等 における 処遇 改善	月額(実績)
②平成21(2009)年10月 介護職員処遇改善交付金(補正予算)		+ 9,000円
③平成24(2012)年4月 平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定 (「介護職員処遇改善加算」の創設により、 処遇改善交付金による処遇改善を継続)		+ 15,000円
④平成27(2015)年4月 平成27年度介護報酬改定 ▲2.27%改定 (「介護職員処遇改善加算」は+1.65%拡大)		+ 6,000円
⑤平成29(2017)年4月 平成29年度介護報酬改定(臨時) (「介護職員処遇改善加算」が+1.14%拡大)		+ 13,000円
		+ 10,000円
		計 + 53,000円

- これまでの取組により、合計すれば月額5万3千円相当の給与改善となっている。
- 福祉施設介護員・ホームヘルパーの賞与込み給与の全国平均は約27.4万円であり、全産業平均の約36.6万円に比べ約9万円低い。
(「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき厚生労働省労健局老人福祉課作成)

2 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

- サービスごとに加算率を設定し、事業所内で経験・技能のある介護職員に厚く配分されるような仕組みになっている。
 - <加算率>
 - サービス種類ごとに勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算率を設定。また、サービス種類内の加算率も2段階に設定
 - <配分方法>
 - ① 経験・技能のある介護職員において、「月額8万円」の処遇改善又は処遇改善後の賃金が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」を設定・確保
 - ② 経験・技能のある介護職員の平均の処遇改善額は、その他の介護職員の2倍以上
 - ③ その他の職種の平均の処遇改善額は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

30 就労継続支援A型事業所の健全な発展

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

就労継続支援A型事業所が、制度の理念や趣旨に沿い、障害のある人の就労機会の場として、また一般就労へのステップの場として健全に運営されるよう、現場の課題を踏まえた制度の見直しを行うこと。 **新規**

(1) 経営改善に意欲的に取り組む事業所には、課題等に応じた改善策が着実に実行されるよう、補助事業の充実等を図ること。

また、事業所の生産活動（収支状況）に対する報酬上の評価を今後段階的に採り入れるなど、利用者保護に配慮しつつ、事業者の主体的な取組を促す仕組みを検討すること。

(2) 事業所に配置する「職業指導員」に関し、利用者個々の障害特性に応じた訓練等が適切に行えるよう、就労支援に資する研修を修了するなど、一定の研鑽を積んだ者の配置を必須とすること。

（提案の理由）

現状

○ 平成29(2017)年4月から就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）の指定基準が厳格化され、利用者の賃金は生産活動による収益で賄うこととされたところである。

これを踏まえ、経営改善や創意工夫に努めている事業所もみられるが、人的・財政的な面での脆弱さから、自助努力だけでは実効性のある改善を積極的に進めることが難しい事業所も少なくない。

○ 利用者にとって、A型事業所は一般就労に向けた訓練の場でもあり、職業指導員の果たす役割は大きいですが、現在の基準では、指導員に特段の要件等はなく、必ずしも十分な訓練や就労支援が担保されているとは言い難い。

課題

○ 経営改善に向けた課題やニーズは事業所ごとに異なり、実際に改善を進める上では、個々の課題等に応じた専門的なアドバイスとともに、生産性の向上や事業内容の転換、事業統合等にかかる一時的な投資も必要であり、事業所への人的・財政的な支援の充実が欠かせない。

○ また、制度の趣旨等を十分に踏まえた健全な経営には、事業者の一層の意識改革が重要であり、生産活動の状況に応じた報酬の設定など、事業者自ら主体性をもって、積極的に改善に取り組むための仕組みが求められる。

○ 障害のある人が、個々の障害特性に応じ、よりよく能力を発揮して就労するためには、適性を見極め（アセスメント）や、それに基づく就労訓練等を適切に行うことのできる職員の配置が不可欠である。

既存の研修の活用も含め、就労訓練・支援に従事する職員には、一定の見識やスキルの習得を義務づける必要がある。

【参考】

1. 県内A型事業所の現状（平成30(2018)年11月現在）

○A型事業所の数

*指定権者：県、岡山市、倉敷市、新見市

県 所 管				岡山市	倉敷市	新見市	合 計
備前局管	備中局管	美作局管	計				
22	18	11	51	66	34	1	152

○県の所管するA型事業所（51事業所）の状況

- ・法人別の内訳
社会福祉法人：11、NPO法人：17、社団法人：9、株式会社等：14
- ・生産活動内容別の内訳
農作業：21.6%、食品(パン菓子、弁当、給食等)製造：31.4%、
軽作業・内職・清掃：31.3%、ものづくり(部品機械組立等)：15.7%
- ・経営状況

年度	事業所数	経営改善計画の作成		
		対象事業所※	作成不要(基準を満たす)	作成要(基準を満たさない)
H29(2017)	53	48	9 (18.8%)	39 (81.2%)
H30(2018)	51	47	<u>13 (27.7%)</u>	<u>34 (72.3%)</u>

※指定後1年未満の事業所を除く。

2. A型事業所の体制等（基準）

○人員配置

- ・サービス管理責任者（個別支援計画の作成など）1人以上 *法定研修の受講等が必須
- ・職業指導員（職業面での訓練）1人以上 *特段の資格要件等なし
- ・生活支援員（生活面での支援）1人以上 //

○事業所に対する報酬（自立支援給付）

- ・定員規模、職員配置状況、利用者の1日平均労働時間に応じた報酬単価

3. 経営改善の取組に対する経費助成（国庫補助）

○地域生活支援事業（障害者総合支援法に基づく国庫補助事業）のうち「工賃向上計画支援等事業」

- ・事業目的
B型事業所の工賃水準の向上、A型事業所の生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組を推進する。
- ・実施主体：都道府県
- ・補助対象経費：賃金、謝金、会議費、役務費、委託料 など
* 施設の設備・備品の整備を対象とした『補助金』は対象経費とされていない。

※「岡山県A型事業所経営改善応援事業」に活用

31 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

ハンセン病患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて246名（H31(2019).1.1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 平成30(2018)年11月、国の文化審議会が、両園の建物等10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）を登録有形文化財に指定するよう文部科学大臣に答申した。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料を取りまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。

課題

- ハンセン病患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

32 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁 内閣官房、内閣府、法務省、厚生労働省

提案事項

(1) 少子化対策の推進

少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、予算の増額や補助率の引上げとともに、子育て支援に係る施策等について、複数年度にわたる取組への支援をより充実するなど、柔軟に対応できる交付金とすること。

(提案の理由)

現状

- 少子化対策は結婚支援から、妊娠・出産期、子育て期までの支援を重層的かつ継続的に取り組む必要がある。平成26(2014)年の合計特殊出生率が2.81と全国トップクラスを記録した岡山県奈義町においても、10年にわたる各種の取組を継続したことにより、「奈義は子育てしやすい」との評価を得、合計特殊出生率の向上に結び付いたものであり、思い切った事業を継続して取り組むことが必要である。
- 平成29(2017)年の岡山県の合計特殊出生率は1.54であるが、平成28(2016)年度に実施した地域格差要因分析では、中国地方の他県と比べ、若い女性の有配偶率が低く、25～29歳の第2子の出生率と、30～34歳の第3子の出生率が低下していることが分かった。
また、市町村ごとの分析では、通勤圏における男女の割合が結婚に影響していること、家族・地域のきずなの強さが結婚や第3子の出生に効果的などの結果が出ており、地域の特性を踏まえた少子化対策を継続的に実施していく必要がある。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、①結婚に対する取組②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を対象とし、令和元(2019)年度から複数年度にわたる取組としての実務的な支援が始まったが、財政支援については十分ではない。
- また、交付金予算額（結婚新生活支援事業費を含む）について、平成29(2017)年度実施分（平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算）は総額61.3億円のところ、平成30(2018)年度実施分（平成30年度当初予算及び平成29年度補正予算）は30億円、令和元(2019)年度実施分は25.5億円と漸減傾向となっている。
- 平成28(2016)補正予算では、総合的な結婚支援は10/10、結婚新生活支援事業は3/4の補助率となっていたが、令和元(2019)年度当初予算における優良事例の横展開支援事業及び結婚新生活支援事業は1/2となっている。

課題

- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、複数年度にわたる継続的な取組が必要である。
- 地域の特性に応じた効果的な取組を行う市町村を財政的な面からも強力に支援する必要がある。

提案事項

(2) 保育士の処遇改善等の推進

- ① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。
- ② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。
- ③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。 **新規**

(提案の理由)

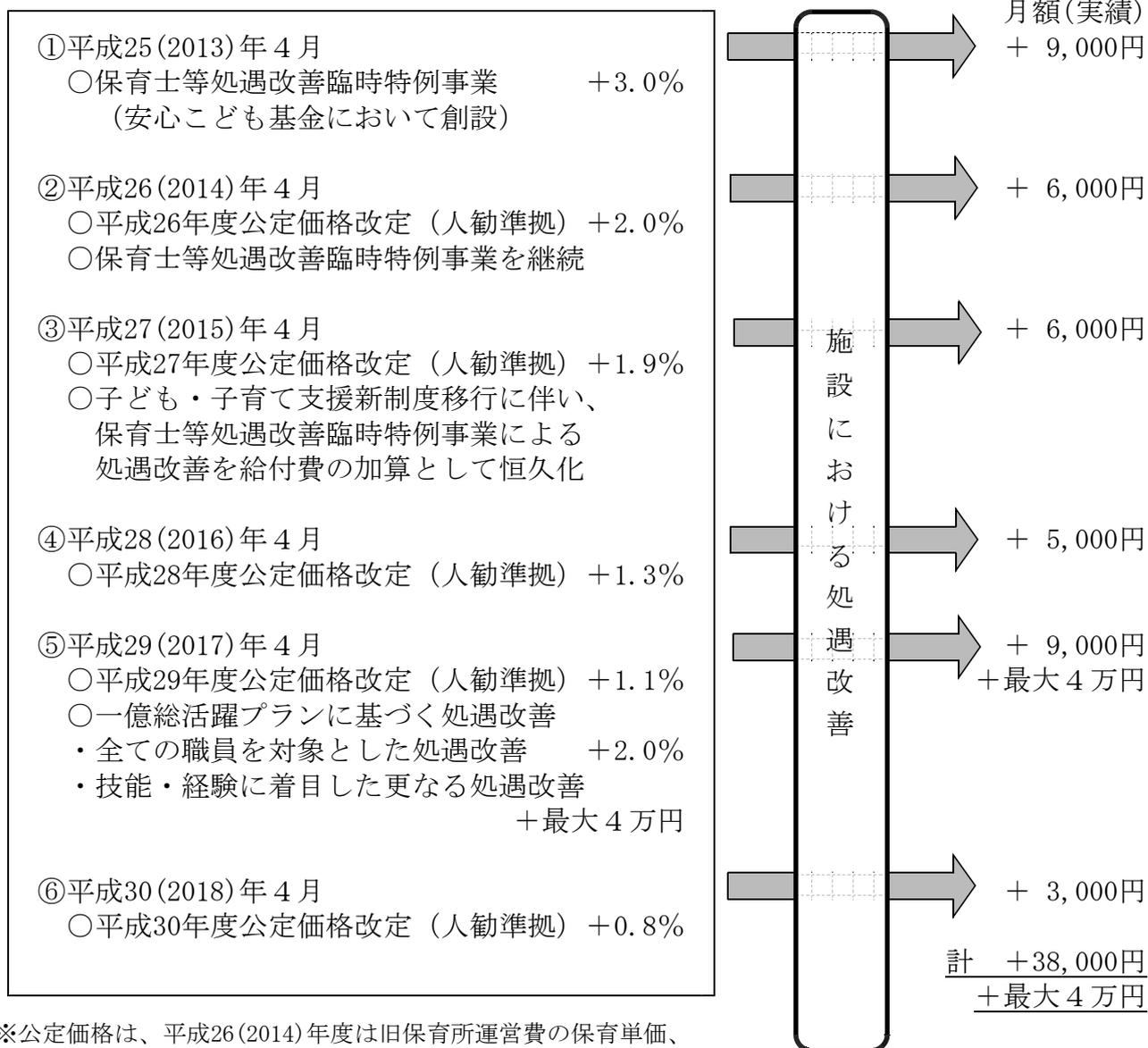
現状

- 保育の受け皿拡大に伴い、保育士が不足する中、保育士確保のため、国制度を超えて、独自に人件費の上乗せ補助を行う自治体がある。さらに、幼児教育無償化により保育需要の増加が見込まれ、保育士不足は一層深刻化する状況にある。
- 国の施設型給付費の処遇改善等加算Ⅰは、保育所ごとに基準年度（既存施設は平成24（2012）年度）における給与水準を起点として一定の率（6～7％）の給与改善を実施することを要件に委託費を加算する仕組みであるが、給与水準の設定自体は、各事業者の判断に委ねられている。このため、元々の給与水準の高低にかかわらず、同レベルの給与改善が求められることとなり、給与水準の低い保育所においては、定められた率の改善を行ってもなお低い水準に留まっている。
- 公定価格上の保育士の人件費は、国家公務員の福祉職給料表をもとに積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、民間保育所における給与は、必ずしもこれに準拠しておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費にかい離が生じ、処遇改善が進まない要因の一つとなっている。
- 県が実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認は行っているが、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言を行うことは困難である。
- 保育士の配置については、国の基準により定められた人数が公定価格へ反映されており、基準以上の配置を行う場合は、現在、3歳児について、20人に保育士1人の配置基準を15人に1人に充実した場合についてのみ改善加算が措置されている。

課題

- 自治体独自の人件費上乗せ補助は、人材確保が自治体の財政力に左右され、上乗せ補助を行った市町村への人材の流出につながるおそれがあることから、地方の適切な保育サービス提供体制維持の観点から国全体としての処遇改善策が必要である。
- 処遇改善等加算Ⅰについて、給与改善の起点となる給与水準が保育所毎に異なるため、事業者の人件費負担に不公平感が生じている。
- 民間保育所の給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安を明確にする必要がある。
- 質の高い充実した保育サービスの提供や保育士の負担軽減を図る上で、保育士の充実配置は有効である一方、現状の加算措置は、基準以上の配置を進める上で十分とは言えない。

【参考】保育士の処遇改善の状況（平成24(2012)年度との比較）



- ・ これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額3万8千円（最大7万8千円）の給与改善になっていると推定。
- ・ さらに、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、令和元(2019)年度から1%（月3,000円相当）の処遇改善が図られる。

提案事項

(3) 養育費確保に向けた仕組みの構築

養育費確保のため、離婚の届け出に際し、養育費の取決めを受理要件とするなど、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約43%、受給率は約24%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され（民法第766条第1項）、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約60%にとどまっている。
- 国は、平成27(2015)年12月に策定した「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において養育費確保支援を掲げており、離婚前の養育費の取決めを促すため、自治体における弁護士による養育費相談の実施や関係機関による養育費確保支援のネットワークの構築を目指している。
- 第198回国会（常会）において、債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者財産に関する情報を得やすくするための財産開示制度等を内容とした「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」が令和元年5月10日に可決されたところである。
- 県では、平成29(2017)年度から、関係職員の相談能力向上を図るため、市町村窓口（戸籍、相談）担当者を対象とした研修会の実施や、県ホームページ等による情報発信を行うとともに、母子家庭の母等が養育費取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を実施している。

課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調であることから、養育費の取決めを離婚届の受理要件とする法令整備など強力な仕組みづくりが必要である。
- 養育費分担の取決め率や受給率が低い原因として、養育費についての意識の低さが考えられることから、全国的な意識啓発や離婚前の相談体制・広報の充実が必要である。

提案事項

(4) 児童保護措置費の教育費に係る加算対象の拡大

児童保護措置費の教育費に係る加算について、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられるスポーツや文化的活動に要する費用も対象とし、必要な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在、児童保護措置費の教育費に係る加算制度において、学習塾や部活動などの費用は対象とされているが、スポーツや文化的活動に要する費用は対象とされていない。
- 児童養護施設等においては、発達障害や被虐待経験を有するなど、問題を抱えた児童の入所が全国的に増加しており、県内においても被虐待経験を有する児童の入所が、増加傾向にある。
平成27(2015)年度：51.3%→平成28(2016)年度：56.1%→平成29(2017)年度：65.8%
- 発達障害や被虐待経験を有する児童には、スポーツや文化的な活動を通して、達成感を味わったり、またルールや人間関係を学ぶなど、社会性の醸成や情緒の安定を図ることが支援の上で重要であり、学習意欲の向上にもつながると考えられる。
- 本県の子どもの貧困対策に係る実態調査結果を踏まえた、有識者等による検討会議から、教科学習のみならず、スポーツや文化的な体験活動を含めた幅広い教育が、子どもが自己肯定感を高め、他者との信頼関係の構築には不可欠であるとの提言がなされている。

課題

- スポーツや文化的活動については、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられることから、加算対象の拡大が必要である。

【参考】

- 子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、学校外活動（学習塾や中学校の部活動を除く。）のために支出した平均経費

区 分	公 立	私 立
幼 稚 園	70,206円	107,608円
小 学 校	134,813円	308,163円
中 学 校	61,620円	116,820円
高等学校(全日制)	32,169円	54,964円

(文部科学省「平成28年(2016)年度子供の学習費調査」)(年額)

33 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 本県において自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に取り組んでいただくとともに、給水支援、入浴支援などの様々な支援や、災害廃棄物の撤去などにより、災害復旧のために多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 陸上自衛隊については、平成29(2017)年度末に第14戦車中隊が廃止されたが、令和元(2019)年度以降に係る防衛計画の大綱においても、戦車及び火砲を中心とした部隊の編成・装備の見直しなど、効率化・合理化を徹底したうえで、地域の特性に応じて適切に配置する基本方針が示され、戦車及び火砲を中心に編成されている日本原駐屯地の体制縮小が進められ、今後さらに、隊員数が減少することが懸念される。
- 奈義町及び津山市にあっては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動をはじめとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

課題

- 中期防衛力整備計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）には戦車の廃止や火砲の集約が盛り込まれ、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の体制縮小が懸念される。
部隊の再編に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制を確保することについて特段の配慮を求めていく必要がある。

【参考】県内の駐屯地の状況

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

34 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 年間約150万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、滑走路やエプロン等の施設については、昭和63(1988)年の開港以来31年が経過していることから、定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

課題

- 平成30年7月豪雨による多大な被害や東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山桃太郎空港の老朽化対策に向け、多額の財政負担が課題となっている。

【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
空港整備勘定	3,845	3,891	4,309	4,288
一般空港等	819	838	1,112	1,014 ※
うち岡山桃太郎 空港分	3.24	1.22	2.98	1.46

※一般空港等…ターミナル地域の機能強化等の受入環境整備、那覇空港、福岡空港滑走路増設事業等

35 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

(提案の理由)

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターは、平成28(2016)年12月に新たにウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発の構想を公表し、外部の専門家等で構成する懇話会での意見や提言を踏まえ、現在、研究を進めているところであるが、この構想と交付金の継続との関係は不明確である。

課題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも30年以上を要し、その間は核燃料等のウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

【参考】

○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	67.7
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

(平成30(2018)年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

36 国営造成施設の安全性と施設機能の確保

提案先省庁 農林水産省

提案事項

- ① 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。
- ② 児島湾締切堤防の耐震工事等、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、一定の耐震性を有しているが、南海トラフ地震が発生した場合は、想定を超える大規模被害が発生するおそれがあり、国は、本年度から児島湾締切堤防等の耐震工事に着手するとともに、笠岡湾干拓堤防等その他国営造成施設についても耐震性調査を進めている。
- 造成後の経年劣化により機能が低下し、突発的な故障による甚大な被害の発生が懸念されており、国は、機能診断に基づき対策が必要とされる農業水利施設では、順次対策工事に着手しているが、工事の進捗が遅れている。
- 国においては、臨時・特別の措置である、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算を計上し、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持を推進することとしている。

課題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確認する耐震性調査を早急に進めるとともに、対策に着手した児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれている。
- 基幹的農業水利施設であるダムや井堰などの国営造成施設は、施設の老朽化により、農業用水の安定供給や農地の湛水被害の防止等に支障が生じており、地域農業の持続的発展のためには、施設の長寿命化対策を早急に進める必要がある。

【参考】 県内に存する主な国営造成施設

施設名	管理者	所在地	規模	耐震性調査	実施中の国営事業	
					耐震対策	長寿命化対策
こじまわんしめきりていぼう 児島湾締切堤防	県	岡山市	堤長 1,558m	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区	—
かさおかわんかんたくていぼう 笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市	堤長 4,666m	調査中	—	—
しんたわらいせき 新田原井堰	県	和気町	堰長 220m	調査中	—	国営かんがい排水事業 吉井川地区
おさかべがわ 小阪部川ダム	改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	調査済	(不要)	国営施設機能保全事業 小阪部川地区
にしはら 西原ダム	改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	調査中	—	—
笠岡湾干拓地 てらまはいすいきじょう 寺間排水機場	笠岡市	笠岡市	排水機 4基	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区	

37 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

平成30年7月豪雨により高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川、旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害がもたらされた。このたびの災害を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、平成30年7月豪雨災害を踏まえた緊急対策はもとより、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。

(1) 直轄管理区間の改修等推進

- ・ 高梁川水系小田川合流点付替事業等
- ・ 旭川改修事業（岡山市中心部、百間川）
- ・ 高潮対策事業等の推進
- ・ 適切な維持管理の実施

(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

（提案の理由）

現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守り、他のインフラとの相乗効果により民間投資を呼び込み、ストック効果を生み出すが、国の治水事業等予算は20年程前の約4割となっており、計画的な事業の推進には、十分な予算の確保が必要である。
- 本県では、平成10(1998)年、平成16(2004)年、平成21(2009)年、平成23(2011)年に引き続き、平成30年7月豪雨でも甚大な浸水被害が広範囲に発生しており、水害対策の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても689kmであり、また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な延長は147kmに対し、高さが確保されているのは50kmにとどまっている。
- 重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、令和2(2020)年度までを目途に、氾濫の危険性が特に高い区間の樹木伐採・河道掘削など、水害対策を集中的に推進する必要がある。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する場合があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るためには、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。

課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、改良復旧事業を含めた治水事業等に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。

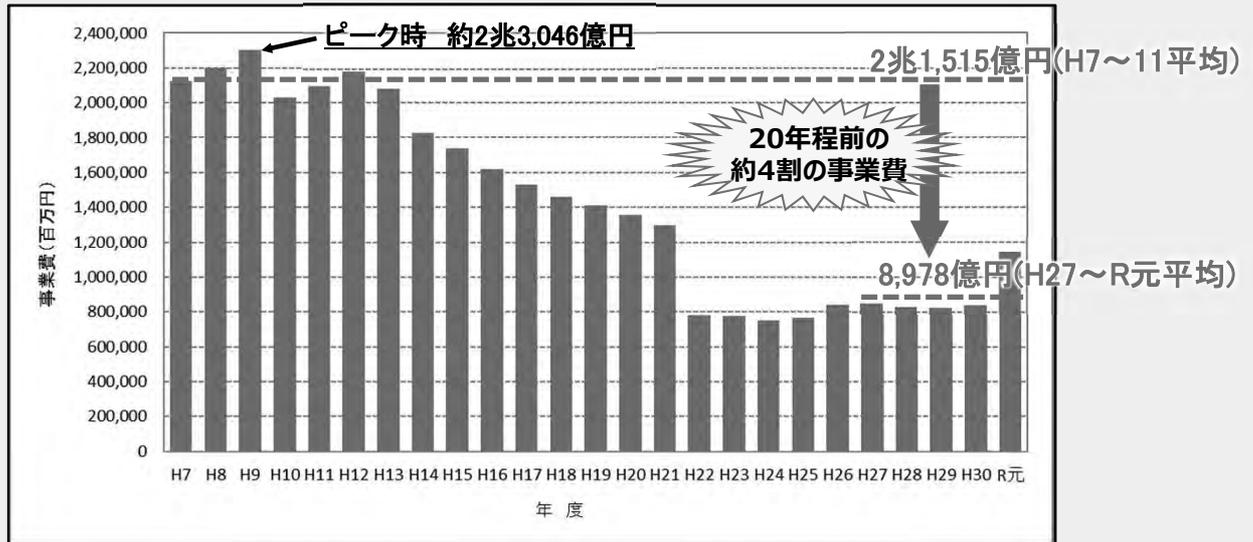
【参考】治水及び高潮対策等事業（令和元(2019)年度実施予定）

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川（小田川含む）
県管理河川改修事業	一級河川砂川、二級河川足守川等26河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等4箇所、水島港海岸等11箇所

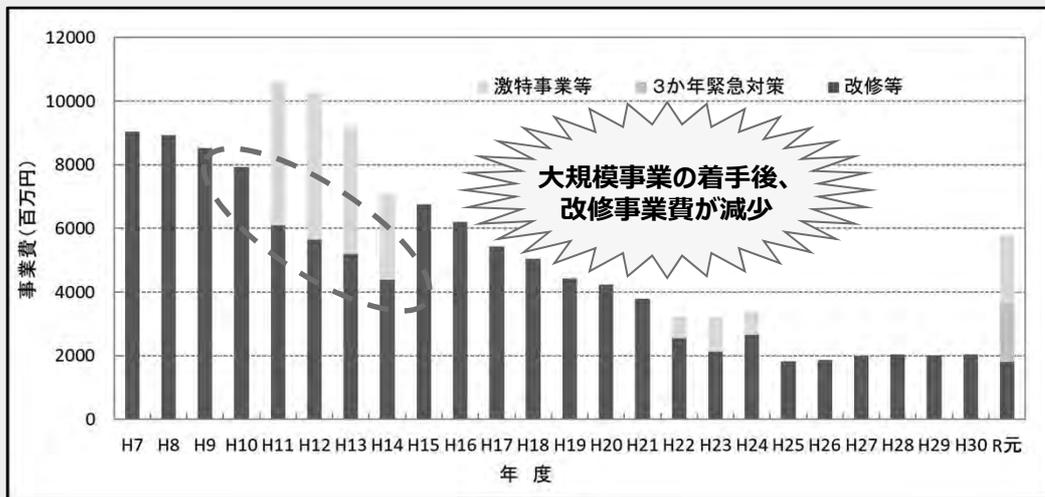
国土交通省 治水関係事業費の推移

37 治水及び高潮・津波対策事業の推進

国土交通省HP 各年度予算概要等より作成



岡山県 治水関係事業費の推移



(事業費は当初予算ベース)

小田川合流点付替事業の推進



広域河川改修事業 (二) 倉敷川



38 「命を守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生していることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業について、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。また、土砂災害危険箇所が11,999箇所あり、このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、平成30(2018)年度末の施設整備率は27.3%と低い。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生している。(土砂災害315件)
- 平成30年7月豪雨による土砂災害の発生や土砂災害特別警戒区域の指定により、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、要対策箇所も多いことから、近年土砂災害の発生した箇所、保全人家の多い箇所や避難施設がある箇所など、重点的に整備を進める必要がある。
- 重要インフラの緊急点検等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、令和2(2020)年度を目途に、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備など、土砂災害防止対策を推進する必要がある。
- 平成30(2018)年3月に策定した砂防関係施設長寿命化計画に基づき、砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたり施設の機能及び性能を維持・確保することを目的として、昭和52(1977)年以前の基準により整備した箇所の改築などを的確に実施する必要がある。

課題

- 土砂・流木対策のための透過型砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 岡山県砂防関係施設長寿命化計画に基づき、旧基準により整備した箇所の改築などを的確に実施するため、十分な予算の確保が必要である。

○土砂災害防止対策

岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県内に広く分布。
- 平成30年度末時点で、4,137箇所[※]の要対策箇所が残っている。
- 平成30年7月豪雨では、県下の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生している。

【県内の花崗岩・マサ土の分布】



県内に広く花崗岩・マサ土が分布！
県土面積の約40%

【凡例】

- : 花崗岩
- : マサ土

【土砂災害危険箇所の施設整備状況】

	危険箇所数		H30までの整備済箇所数	H30末整備率	残要対策箇所数
		うち要対策箇所数			
土石流	6,441 全国6位	3,019 全国6位	927	30.7%	2,092
急傾斜地	5,360	2,475	558	22.5%	1,917
地すべり	198	198	70	35.4%	128
計	11,999	5,692	1,555	27.3%	4,137

平成31年3月31日現在

平成30年度末の施設整備率 **27.3%**

【平成30年7月豪雨 土砂災害発生状況】

	土砂災害発生数	人的被害人数(※)	建物被害戸数
土石流	134	2 (0)	40
急傾斜地	172	12 (3)	57
地すべり	9	0 (0)	3
合計	315	14 (3)	100

(※)カッコ内は死者数



③ 高梁市落合町近似 (土石流) 災害関連緊急砂防事業により事業採択

人的被害：負傷者1名
家屋被害：全壊1棟
一部損壊2棟

高梁川

高梁小学校(指定避難所)

土砂災害警戒区域

高梁中学校(指定避難所)

土砂氾濫区域

被災家屋(全壊)

斜面崩壊地

計画砂防堰堤

【災害関連緊急砂防事業】
平成30年8月28日 事業採択

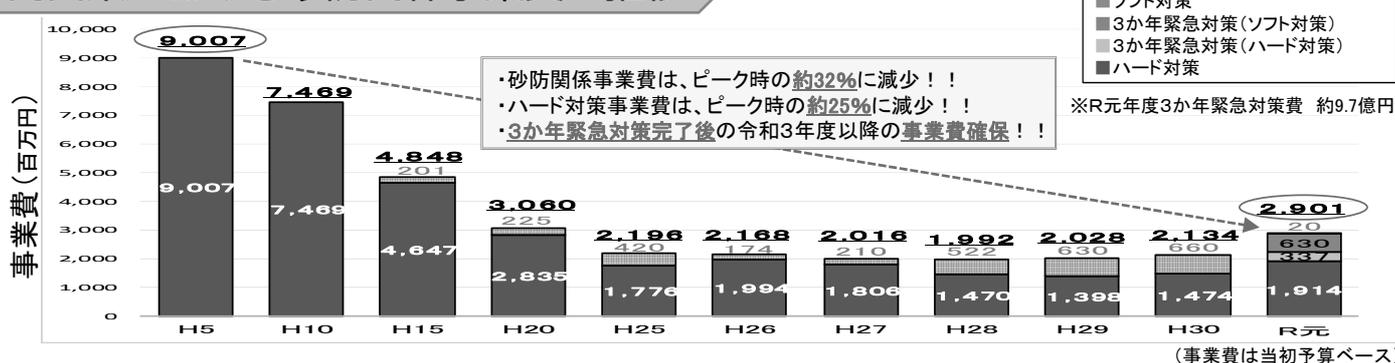
【工事概要】
おんじ
・溪流名 陰地川
・位置 高梁市落合町近似
・保全対象 人家31戸
指定避難所(小・中学校)
県道 L=355m、市道 L=906m

・対策工 砂防堰堤 1基

【特定緊急砂防事業】
令和元年度新規(R元~R3)

【工事概要】
・対策工 溪流保全工 約 L=100m

岡山県における砂防関係事業費の推移



39 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、大阪北部地震や北海道胆振東部地震など近年頻発・激甚化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は50.0%、道路橋梁の耐震補強進捗率は63.3%にとどまっている。

40 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

水道施設等耐震化事業における資本単価などの採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水道施設等耐震化事業の採択要件の1つである資本単価要件を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち16事業者に限られ、また、同事業のうち布設後40年以上経過した管路を更新する水道管路緊急改善事業の採択要件である企業債残高等に係る要件を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち19事業者に限られている。さらに、事業の採択を受けられても、交付率は1/4～1/3とされ、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県では、給水人口当たりの管路延長※(7.87m/人)が全国平均(5.53m/人)を大幅に上回っており、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。※H28(2016)上水道
- また、要望額の満額交付による水道施設の計画的な耐震化が急務である。

これまでの要望額に対する内示率

年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)
内示率	71.1%	63.7%	75.5%	100.0%	100.0%

課題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

【参考】

- 水道施設の耐震化率（平成29(2017)年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	39.3%	29.1%	55.2%
岡山県	28.4%	30.5%	55.1%

41 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

- (1) 治安対策用装備資機材の整備充実
現下の治安情勢に的確に対応するため、警察用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 安全で快適な道路交通環境の実現
幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。
- (3) 警察本部庁舎の整備
重大事件・事故、大規模災害等の発生時においても警察機能を十分に発揮できる警察本部庁舎を整備するため、引き続き、必要な財源確保を図ること。

（提案の理由）

現状

- 近年、刑法犯認知件数が着実に減少するなど、県下の治安水準は改善傾向にあるが、殺人、強盗等の凶悪事件が後を絶たないほか、全国的にみても、交番勤務中の警察官が襲撃される事件が相次いで発生するなど、警察活動を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢にある中、警察用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材については、必要数の充足には至っていない。
- 本県は、中国・四国地方における広域交通網の結節点となっており、他県からの流入車両も多く、県南部の岡山市、倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が慢性化している状況にある。こうした中、交通管制システム等の拡充のほか、新交通管理システムの整備や信号灯器のLED化等を推進しているが、幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するためには、更なる対策が必要となっている。
- 現警察本部庁舎は、警察本部としての機能が複数箇所に分散しているほか、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を抱えている。このため、現在、令和2（2020）年6月の工事完成を目指して、新警察本部庁舎の整備事業を進めている。

課題

- 治安情勢に応じた的確な対策を推進するため、各種装備資機材の早急な整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かな信号制御による交通の円滑化等を図る必要がある。
- 治安・災害対策拠点としての機能を十分に果たすため、新警察本部庁舎の建設工事を計画どおり進める必要がある。

42 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

提案事項

バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

(1) 地域公共交通の維持・確保

バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、法制度の在り方の検討も含め、必要な措置を講じること。

(2) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等 **新規**

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は高架橋等が多いことから、耐震補強経費に対する財政支援の拡充を図ること。

(4) JR在来線の利用促進

JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい状況の中、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。
- 現行の法制度では、バス路線の新設は事業者の申請により、また、廃止は事業者の届出により可能であり、関係自治体、利用者、関係事業者等が、その状況を把握できる仕組みとなっていない。
- 国では、持続可能で利便性の高い交通ネットワークを維持・確保するための政策のあり方を幅広く議論する検討会を新たに設置している。
- 幹線のバス路線への運行費補助については補助対象の縮小等の議論が、また、フィーダー系統への運行費補助については補助上限額の漸減等が行われている。
- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる。

4 2 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。

また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率(80%)と比べて低率である。

平成30(2018)年度関係自治体負担総額

189,406千円(うち岡山県負担額:89,913千円)

更に、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針が平成30(2018)年3月30日に改正され、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等については、令和4(2022)年度までに耐震補強を実施することとなったが、路線の多くが高架橋である井原鉄道の場合、費用が多額となる。

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 地域公共交通の利用促進に対する支援として、地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)が実施されているが、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に基づく事業に限定されている。

課題

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい現状の中、バス路線の維持・確保が難しくなっている地域がある。一方、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。こうした中、制度の在り方や財政支援について検討する必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化や高架橋等の耐震補強に伴い、経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、沿線住民への利用に向けた啓発活動や沿線の魅力発信による沿線外からの集客など、沿線自治体等による利用促進に向けた取組を進めることが重要である。

43 宇高航路存続への支援

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

生活交通のみならず、社会的・経済的にも重要な役割を担っている宇高航路が存続できるよう、効果的な支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 宇高航路は、全国的な幹線道路網を構成する路線の一つとして指定された、岡山市を起点に、玉野市を經由し高松市を終点とする路線である国道30号の海上区間上を運航している。
- しかし、平成20(2008)年9月から実施された高速道路料金の大幅な引下げ等によって、宇高航路の輸送量が大きく減少し、平成24(2012)年10月からは1社のみでの運航となり、同社の運航便数も平成26(2014)年度中の2度にわたる減便(22便→14便→10便)に続き、平成29(2017)年4月からは更に減便(10便→5便)されている。
- こうした状況を踏まえ、国、関係自治体で構成する宇野高松間地域交通連絡協議会(平成22(2010)年2月設置)で協議を重ねるとともに、関係自治体から国に対し、宇高航路への支援制度の創設を要望してきたところ、対応は困難とのことから、当面、緊急的な措置として、関係自治体による財政支援を平成27(2015)年度から行っている。

課題

- 宇高航路の航路事業者の主要な収益であるトラックの輸送量が大幅に減少し、それに伴い、航路事業者は、減便を重ねており、運航を休止(廃止)することが懸念されている。
- 現行の国支援制度では、離島航路以外の航路について、航路存続に向け有効に活用できる内容となっていないため、災害に強い国土づくりの観点も含め、効果的な支援制度の創設が必要である。
- 令和2(2020)年から船舶の燃料油硫黄分濃度規制(SO_x規制)が強化され、燃料費等の増加分を運賃へ転嫁すれば、瀬戸大橋との更なる料金格差を生じ、事業者は非常に厳しい経営状況になることが懸念される。

【参考】宇野～高松間航路の輸送動向

(単位：人、台)

区分	旅客		乗用車・バス		トラック	
		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)
平成20年度	1,199,655	△ 7.7	342,253	△ 7.6	509,060	△10.6
平成21年度	887,273	△26.0	202,915	△40.7	325,060	△36.1
平成22年度	801,650	△ 9.7	167,584	△17.4	265,763	△18.2
平成23年度	805,491	0.5	184,383	10.0	241,233	△ 9.2
平成24年度	627,227	△22.1	149,284	△19.0	188,850	△21.7
平成25年度	425,823	△32.1	106,477	△28.7	147,078	△22.1
平成26年度	293,430	△31.1	89,528	△15.9	75,810	△48.5
平成27年度	219,737	△25.1	75,282	△15.9	44,645	△41.1
平成28年度	209,704	△ 4.6	70,441	△ 6.4	37,893	△15.1
平成29年度	163,957	△21.8	37,363	△47.0	22,523	△40.6
平成30年度	136,250	△16.9	33,009	△11.7	19,960	△11.4

※「四国運輸局：四国地方における運輸の動き」より

44 中山間・離島地域等の活力創出

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	---------------------

提案事項

(1) 中山間地域等の活力創出

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 新たな過疎対策に係る法律の制定 新規

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効することから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定すること。

新たな法律の制定にあたっては、過疎地域などの条件不利地域の置かれた厳しい状況を踏まえ、地域の将来を見据えたものとなるよう地域指定要件を見直すとともに、過疎対策事業債等の制度を維持し、対象事業の拡大など、更なる支援の拡充を図ること。

(3) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県土の約75%を占める中山間地域においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 本県では、これまで中山間地域活性化基本方針及び過疎地域自立促進方針等に基づき、ソフト・ハード両面から総合的な取組を推進するとともに、「おかやま創生総合戦略」及び「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、小さな拠点の形成支援や、地域おこし協力隊の活用促進、移住・定住の促進など、中山間地域等の活力創出に取り組んでいる。
- 国においては、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和2(2020)年度末に期限を迎えることを見据えて、平成29(2017)年度から過疎問題懇談会において、課題整理や新たな過疎対策についての基本的な考え方などについて議論を進めてきている。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にあり、本県では、離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等との協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法においては、人口減少率と財政力を地域指定要件としているが、日本全体が人口減少社会にある中、新たな法律の制定にあたっては、将来の人口推計や高齢化率等も考慮するなど、地域の将来の在り方を見据えたものとなるよう地域指定要件の見直しが必要である。
- 簡易水道事業から上水道事業への統合が進む中、老朽化した水道管の更新費用が、過疎市町村にとって、特に大きな財政負担となっているが、上水道事業は過疎対策事業債の対象から外れており、地方の今日的課題に対応できていない。

【参考】

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢化率 (%)
全 県 域	27	7,114.62	1,921,525	28.7
中 山 間 地 域	22	5,354.70	550,250	34.4
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	28.6%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成27(2015)年の国勢調査による。

○ 本県の過疎地域の人口推移

(単位：人)

	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,921,525
過 疎 地 域	463,465	434,736	412,562	381,934	340,477	315,605

(注) 人口は、国勢調査による。

○ 本県の離島地域の状況

6市6地域の17島(うち有人島14)

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成17年	平成27年	減少率 (%)	平成17年	平成27年
離 島 地 域 計	3,101	2,005	△35.3	56.1	66.6
中 山 間 地 域 計	610,110	550,250	△9.8	28.6	34.4
全 県 域	1,957,264	1,921,525	△1.8	22.5	28.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

45 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設
- ③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限の移譲

（提案の理由）

現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無い場合、業者選定に支障を来すなど実効性や客観性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

平成28(2016)年12月20日に、地方分権改革に関する平成28年の地方からの提案等に対する対応方針として「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に行うこととして見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が閣議決定された。

- 国は、平成31年(2019)年2月に、「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」をとりまとめ、機器の廃棄時におけるフロン漏洩対策を強化する方向を打ち出し、第198回国会（常会）において法改正を行う見込みだが、本県の提案内容は反映されていない。

<法改正の概要>

- ・ 機器廃棄の際の取組（機器使用者がフロン回収を行わない場合の直接罰の導入等）
- ・ 建物解体時の機器廃棄の際の取組（解体现場への立入検査の対象範囲拡大等）
- ・ 機器が引き取られる際の取組（フロン回収済み証明が確認できない機器の引取禁止）

課題

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要がある。
閣議決定において「法施行後5年経過時の見直しの際に、地方公共団体等関係者の意見を踏まえて検討する」と言及されたことは評価できるが、「二重行政の解消や効率的な立入検査等の実施」は喫緊の課題と認識しており、実現に向け早急に検討に着手する必要がある。

【参考】事業所数

区 分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	32,388
倉敷市（中核市）	18,765
その他市町村	30,962
計	82,115

（平成26年経済センサス）

46 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

(1) 微小粒子状物質（PM2.5）対策の充実

PM2.5について各種発生源に対する対策強化が望まれるところであるが、PM2.5は多くの成分から構成され、各種発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されていることから、固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実を十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。

（提案の理由）

現状

- 本県では、平成22(2010)年度から微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の測定を開始し、現在は県内26測定局で測定を実施しているが、全国的にみても高濃度を観測している測定局が多い。
- PM2.5は、炭素成分、イオン成分、金属成分、土壌成分など多くの成分から構成され、その生成機構や発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されているが、PM2.5の濃度上昇は、大陸からの越境汚染の寄与だけでなく、国内発生源の影響も相当であるとされている。
- 平成27(2015)年3月、中央環境審議会の専門委員会が、PM2.5の国内における排出抑制策の在り方について、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とする中間取りまとめを行っており、国では、これを踏まえ、固定発生源における追加的な排出抑制対策の可能性や燃料蒸発ガス対策の導入の検討などを進めてきているが、固定発生源対策の具体化には至っていない。

課題

- 県内におけるPM2.5の環境基準達成率は43.5%と依然として低い(平成29(2017)年度実績)。
- PM2.5の発生源や原因物質は多様であり、環境基準を達成するためには、種々の対策に総合的に取り組む必要がある。

【参考】PM2.5測定局

市 町	測定局名	市 町	測定局名	市 町	測定局名
岡山市	江並	倉敷市	倉敷美和	笠岡市	茂平
〃	南輝	〃	茶屋町	総社市	総社
〃	吉備	〃	玉島	高梁市	高梁
〃	西大寺	〃	児島	新見市	新見
〃	東岡山	〃	真備	備前市	三石
〃	南方(自)	〃	庄	早島町	早島
倉敷市	監視センター	〃	大高(自)	〃	長津(自)
〃	松江	津山市	津山	吉備中央町	吉備高原
〃	塩生	玉野市	宇野		

(自)は自動車排ガス測定局

提案事項

(2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等工事現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度基準）を早急に設定するとともに、迅速で安価な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。

（提案の理由）

現状

- 中央環境審議会の答申や総務省の勧告において、解体等工事現場における規制基準は、作業基準遵守の確認のために必要であり、迅速で安価な分析方法等の技術的な課題の検討の早期化を図る必要があるとされている。これを受けて、環境省において、分析方法や基準値、対象の規模（小規模や短期間の工事も義務付けするか否か）等について、引き続き慎重に検討されている。
- 平成30(2018)年10月、中央環境審議会において、今後のアスベスト飛散防止対策（解体等工事現場における濃度測定や非飛散性アスベスト使用建材対策等）について検討が開始された。
- 今後、建築物の老朽化に伴い解体等工事の増加が予想されるが、現在においても、解体等工事現場などで不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。

課題

- 現行法では、解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止については、排気口付近での漏えい防止確認等の作業基準が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 当県では、判断材料の一つとして、独自に解体等工事現場の周辺で大気を捕集し、アスベストの飛散の有無を確認しているが、法に基づく基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- 解体等工事は数日で終了するものが多く、国が定めている現在の試料捕集・分析は分析に数日を要し、結果が判明する頃には解体等工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、施工業者に測定義務等が課された場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要である。
- アスベストは、様々な箇所で使用されており、今後の解体等工事の増加に備え、使用箇所や性状に応じた安全な処理方法の開発・普及が必要である。

47 花粉発生源対策の推進

提案先省庁 林野庁

提案事項

花粉症は、国民の3割が罹患していると言われ、社会的・経済的に大きな影響が出ていることから、スギ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。 **新規**

- ① 都道府県に配布する採種園用苗木の供給体制の更なる強化
- ② 花粉症対策苗木への植替え支援に関する予算の十分な確保
- ③ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の充実強化

また、人工林の約25%を占めるヒノキについても同様の措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 国民の3割が罹患し国民病と言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉症対策苗木への植替えが求められている。
- 国は、全国のスギ苗木生産量全体に占める花粉症対策苗木の割合を、平成28(2016)年度の約3割から令和14(2032)年度までに約7割に増加させることを目標としている。
- スギ花粉症対策苗木への植替えを促進するため、国では、農山漁村地域整備交付金等の支援制度を設けている。
- 花粉発生源対策の取組については、都道府県ごとに進められており、先進地での技術や事例について、その都度、個別に情報収集を行っている。
- 本県では、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、令和2(2020)年度までにスギ・ヒノキ花粉症対策苗木による植替えの割合を90%以上とする目標を掲げ、苗木の安定供給対策や造林対策に取り組んでおり、平成29(2017)年度の花粉症対策苗木による植替えの割合は94%である。
- 中国地方知事会では、平成26(2014)年度に「スギ花粉症対策部会」を設置し、令和4(2022)年度までにスギ花粉症対策苗木の植替えの割合を90%以上にするを目標として、5県が連携してスギ花粉症対策苗木への植替えに取り組んでいる。

課題

- 現在、全国の花粉症対策苗木の生産量は不十分であり、計画的に苗木の安定供給体制を整備するため、都道府県への採種園用苗木の更なる配布が必要である。
- 全国のスギ苗木生産量全体に占める花粉症対策苗木の割合が高まる中、今後の植替え需要に対して確実に使用されるように、植替え支援に関する国の予算の十分な確保が必要である。
- 花粉は都道府県域を越えて飛散することから、広域に連携した取組が必要である。
- 全国のヒノキ苗木生産量全体に占める花粉症対策苗木の割合は、約1割と低調である。

48 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁 総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について柔軟、且つ、積極的に対応すること。

(提案の理由)

現状

- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで36%、全窒素で59%、全りんで43%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- 第7期湖沼水質保全計画(平成29(2017)年3月策定)では、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策(流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等)を実施することとしている外、「旭川の豊水時に環境用水の導入を目指す。」と定めている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国が求める導水による水質改善効果や取水河川への影響等の調査を実施するなど、事業の基礎資料となるデータの蓄積や必要水量の根拠となる計算等についての取りまとめを行い、協議を進めている。

課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策及び指定湖沼における水質浄化のための試験研究について、円滑かつ確実な実施のため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指しており、国の協力が不可欠である。

49 ヒアリ等の対策の推進

提案先省庁 農林水産省、国土交通省、環境省

提案事項

(1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施

- ① 特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- ② 地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築するとともに、地方が行う侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について必要な支援を行うこと。

(2) 海外対策等

- ① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- ② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(提案の理由)

現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧されるが、防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成29(2017)年8月に水島港、9月には内陸の事業所敷地でヒアリが、平成30(2018)年9月に水島港でアカカミアリが確認されたものの、関係者及び事業者の迅速な対応により今のところ拡散はみられない。

課題

- ヒアリ等の対策においては侵入初期段階の防除が極めて重要であり、外来生物法で防除の主体とされる国において、迅速かつ効果的な初期対応である立入調査の実施等を含む主体的かつ積極的な水際対策が欠かせない。
- 国内の水際対策をどれだけ徹底しても、海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。

【参考】

これまでの国内ヒアリ確認状況

H29(2017).6～H31(2019).2 14都道府県 38事例（平成30年度は、12事例）

50 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等

- ① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。
- ② 不適正な処理につながる有害使用済機器等の回収や保管・処分について、実効ある指導・取締りができるよう、規制対象の判断基準の明確化や制度の拡充を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 特定家庭用機器再商品化法対象機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収・処分業者への引渡しが絶えず、有害物質の飛散・流出や火災の発生などの生活環境への悪影響や適正なリサイクルの阻害につながっている。
- 有害使用済機器などを保管又は処分する業者に対して、都道府県知事への届出と保管・処分基準の遵守を義務付ける廃棄物処理法の改正が行われ、平成30(2018)年4月から施行されているが、規制の対象が廃棄物ではない機器を保管又は処分する場合に限られており、車両による回収のみ行い、保管又は処分を行わない業者については、規制対象とはされていない。

課題

- 特定家庭用機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収業者への引渡しが後を絶たない要因として、廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対する経済的負担感があることから、製品の購入時にリサイクル料金を負担する制度に改めることにより、本来のリサイクルルートでの処理を促進する必要がある。
また、運用面でも、経済的負担感を軽減させるため、リサイクル料金の低減化のほか、リサイクル券に係る利便性の向上や指定引取場所数の拡大などの改善を図る必要がある。
- 有害使用済機器などの保管又は処分する業者の指導・取締りには、対象物の廃棄物該当性が争点となるため、廃棄物該当性の判断における困難性を解消する必要がある。
また、届出対象となるのは、有害使用済機器などを保管又は処分する業者であり、車両を用いて戸別に回収を行う業者を規制する仕組みの整備が必要である。

提案事項

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。

（提案の理由）

現状

- PCB廃棄物は、PCB特措法に基づき令和8(2026)年度末までの処理期限が設けられており、このうち高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)が全国5箇所に整備した処理施設(本県は北九州事業所)で、処理施設ごとに定められた処理期限までに処理することとされており、期限までの確実な処理が急務である。

【本県のPCB廃棄物の処理期限】

・高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー)	……	平成30(2018)年3月31日まで
・	〃	(安定器など) …………… 令和3(2021)年3月31日まで
・低濃度PCB廃棄物	……………	令和9(2027)年3月31日まで

- 平成28(2016)年の法改正により、高濃度PCB廃棄物は、処理期限までの処理が義務づけられたが、使用中の低濃度PCB使用製品については、依然として取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされていない。
- 法改正により、蛍光灯などに使用されているPCB使用安定器の処理期限が実質的に1年前倒しされ、令和2(2020)年度が処理期間の最終年度となっている。
- PCB使用安定器の掘り起こし調査については重点的に実施しているところではあるが、調査対象者事業者数が多く、それら事業者の多くは電気関係の知識に乏しいため、確認が不十分になる可能性がある。
- 法改正により、保管事業者が不明等の場合には都道府県が行政代執行を行うことになるが、代執行費用については、PCB廃棄物処理基金で75%、特別交付税で20%の措置にとどまっている。

課題

- 使用中の低濃度PCB使用製品の使用廃止を明確に義務づけしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、処理期限までの確実な処理が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、購入した事業者には何ら落ち度がないため、処理費用を全額負担させられることに強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めている。
- PCB使用安定器は様々な場所で使用され、存在状況を把握することが困難であるため、漏れなく洗い出しを進めるには、全ての事業場を対象にした立入検査や広報に取り組む必要があり、多大な労力・多額の費用を要する。
- 掘り起こし調査等の事務的負担に加え、代執行費用の5%は都道府県等が負担することとなる。

提案事項

(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村等についても、令和2(2020)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金の十分かつ安定的な予算措置が必要である。

【参考】各年度当初内示率の推移

(%)

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
廃棄物処理施設（当該年度竣工事業）	100	100	98	99	100
廃棄物処理施設（次年度以降竣工事業）	87	94	99	99	100
浄化槽	80	81	93	100	100

※ 内示率（＝内示額/市町村等要望額）

提案事項

(4) プラスチック資源循環の推進 新規

プラスチック資源循環戦略（令和元年6月策定予定）に掲げる各取組について、国、地方公共団体、事業者等各関係主体の役割を明確化するなど実効性のあるものとするとともに、各関係主体の取組が促進されるよう必要な支援を行うこと。

（提案の理由）

現状

- プラスチックは、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしたが、不適正な処理のため陸上から海洋へ流出するプラスチックごみは、年間数百万トンを超えると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されている。
- 日本では、これまでプラスチックの適正処理や3Rを進め、資源有効利用率は8割を超えているものの、使い捨て容器包装廃棄量は世界で2番目に多く、また、アジア各国による輸入規制も拡大しており、これまで以上に国内資源循環が求められている。
- 県内市町村においては、資源化物として、ペットボトルは全27市町村が分別回収を行っているが、白色トレイは22市町村、その他容器包装プラスチックは23市町村にとどまっている。

課題

- プラスチック資源循環戦略に掲げる今後の戦略展開を効果的に進めるためには、国、地方公共団体、事業者等各関係主体の役割を明確にし、連携協働しながら取り組むことが重要である。
- レジ袋の有料化義務化やプラスチックごみの分別回収・リサイクルなどの各取組を徹底するためには、実施主体のニーズに合わせた支援を行うことが必要である。

【参考】プラスチック資源循環戦略（案） 今後の戦略展開

<リデュース>

- ・2030年までにワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ・2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル
- ・2035年までにすべての使用済プラスチックを熱回収も含め100%有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ・2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- ・2030年までにバイオプラスチックを最大限（約200万トン）導入

51 海ごみ対策の推進

提案先省庁	水産庁、環境省
-------	---------

提案事項

- | |
|--|
| <p>(1) 海ごみ回収処理のルールづくり 新規
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。</p> <p>(2) 海ごみ対策への財源確保 新規</p> <p>① 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。</p> <p>② 災害等に伴って発生する漂流ごみや海底ごみ等を緊急的に回収する漁業者等への支援制度を新たに創設すること。</p> |
|--|

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年6月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改定され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 平成30年7月豪雨等により、漁船や漁業用クレーン等では回収できない大型の海底ごみが多数存在しており、漁業操業に支障を来している。
- 海岸漂着物等地域対策推進事業については、平成27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことから、回収が進んでいない。
- 平成30年7月豪雨の際、船舶航行や漁業操業への影響を最小限に抑えるため、漁業者が緊急的に行ったプロパンガスのボンベやドラム缶、流木等の回収作業に対する費用弁償の制度がなく、漁船の燃料等についても漁業者の自己負担となっている。

課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。 ○ 現在も大型の海底ごみが多数存在しており、漁業操業に支障を来していることから、速やかに回収する必要があるが、その回収を進めるためには、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。 ○ 船舶航行や漁業操業への影響を最小限に抑えるために、漁業者等が緊急的に行う回収作業に対する支援制度の創設が必要である。 |
|--|

【参考】

- 海岸漂着物等地域対策推進事業の令和元(2019)年度の国庫補助率は7/10～9/10となっており、このうち地方負担額（一般財源）の8割は特別地方交付税の対象となる。

